
令和8年 第2回(定例)周防大島町議会 会議録(第2日)

令和8年6月24日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和8年6月24日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番	占部	智子君	2番	浅原	賢潤君
3番	山根	耕治君	4番	栄本	忠嗣君
6番	山中	正樹君	7番	白鳥	法子君
8番	田中	豊文君	9番	新田	健介君
10番	吉村	忍君	12番	小田	貞利君
13番	尾元	武君	14番	荒川	政義君

欠席議員(2名)

5番	岡崎	裕一君	11番	久保	雅己君
----	----	-----	-----	----	-----

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	岡原	伸二君	議事課長	林	祐子君
書記	中野	敬君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本	浄孝君	副町長	……………	山中	茂雄君
教育長	……………	星野	朋啓君	病院事業管理者	……………	石原	得博君
総務部長	……………	梅木	義弘君	産業建設環境部長	……………	大久保	弘史君

健康福祉部長	……………	宮崎由紀子君	下水道部長	……………	濱中 靖夫君
統括総合支所長	……………	辻田 建一君	会計管理者	……………	信本 健治君
教育次長	……………	中原 藤雄君	病院事業局総務部長	…	木村 稔典君
総務課長	……………	松井 豪君	財務課長	……………	森本 信二君
政策企画課長	……………	堀脇 国輝君	福祉課長	……………	小川 幸治君
地域交通課長	……………	木嶋 勇人君	学校教育課長	……………	柳本 広和君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

岡崎議員、久保議員から欠席の通告を受けております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

はじめに、執行部より今期定例会への提出書類のうち、議案説明資料において記載誤りがあったので、訂正させていただきたいとの申出がありました。これより議案説明資料の訂正について、執行部の説明を許します。中原教育次長。

○教育次長（中原 藤雄君） 一般質問の前にお時間をいただきましてありがとうございます。

令和8年6月10日の本会議で、議案第10号令和8年度 周防大島町総合体育館改修工事（設備工事）の請負契約の締結について、田中議員から御質問をいただきましたが、議案説明資料綴の19ページの凡例にありますホーンスピーカが正しい名称であるのかという御質問でございました。確認をいたしましたところ、ホーンスピーカーの記載誤りでございました。

また、その下に記載しております壁面埋込型メインスピーカにつきましても、壁面埋込型メインスピーカーと、語尾に伸ばし棒をつけて訂正させていただきたいと思います。

今後、このようなことがないよう議員の皆様方にお詫び申し上げますとともに、さらなるチェックを徹底してまいります。誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。ただいまの件について、Side Booksのデータを正しいものに上書き更新するよう指示をいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は5名であります。通告順に質問を許します。9番、新田健介議員。

○議員（9番 新田 健介君） 改めまして、おはようございます。議席番号9番、新田健介でござ

ざいます。まず、本日も発言の機会をいただきまして感謝を申し上げます。見渡しますと、執行部の皆様も新たな体制となられまして、本日が初めての一般質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、通告に従いまして、一括質問一括答弁方式にて質問をさせていただきます。

近年、社会経済のグローバル化が急速に進展する中で、英語によるコミュニケーション能力は子ども達が将来、多様な価値観や文化を持つ人々と協働しながら活躍していくための重要な資質の1つとなっております。

そのために、発達段階に応じた継続的かつ体系的な英語教育の充実が求められていると考えております。

本町においては、保育所等英語講師派遣事業や小中学校へのALT配置、このALTとは外国語指導助手でございます。こういった事業など、グローバル教育の推進に積極的に取り組んでいただいております、その御尽力に敬意を表するところであります。

一方で、保育所等は福祉課、そして小中学校は教育委員会と所管が異なることから、幼児期から義務教育段階への円滑な接続という観点におきまして、英語教育の連携がどのように図られているのか、私自身大きな関心を持っているところであります。

そこで質問ですが、まず、福祉課と教育委員会との間におきまして、英語教育に関する情報共有や課題認識の共有、さらには学習内容の接続、連携はどのように行われているのでしょうか。

次に、保育所等英語講師派遣事業についてお尋ねいたします。

本事業におきましては、園児にどのような資質、あるいは能力を育むことを目的としているのか。また、その成果につきまして、活動状況や園児の反応を踏まえて、いかなる観点から評価、検証されているのかお聞かせください。

次に、小中学校におけるALT配置についてでございます。ALTの活用によって児童生徒の英語力やコミュニケーション能力の向上にどのような成果が見られると分析されているのでしょうか。また、英検の受験率が伸び悩む状況にある中で、児童・生徒の英語力の定着状況について、いかなる指標や手法を用いて把握、評価されているのかについてもお聞かせいただければと思います。

さらに、グローバル教育推進事業について、今後全校への展開を視野に入れているのかもあわせてお答えいただきたいと思います。

最後になりますが、小学校1年生、2年生における英語教育の現状と今後の方向性についてもお聞かせください。

以上、御答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 新田議員の英語教育（幼少期、小中学校）の現状とグローバル教育のゴールについて、御質問をいただきました。

私からは、福祉課と教育委員会との連携、そして保育所等英語教師派遣事業にかかる御質問についてお答えいたします。

まず、福祉課と教育委員会との間で、英語教育に関する情報共有や課題の整理、学習内容の連携がどのように行われているかとの御質問にお答えいたします。

周防大島町では、生涯にわたる学びと生活の基盤づくりのために架け橋期、こちらは5歳児から小学校1年生までの2年間を示しますが、こちらを重要な時期ととらえ、地域全体で子どもの育ちを支える体制づくりに取り組んでいるところであります。

しかしながら、英語教育に関しましては、福祉課と教育委員会との間で、十分な連携が取れている状況にはございません。

今後は、情報共有を積極的に進め、より効果的な英語教育を目指してまいりたいと考えております。

次に、保育所等英語講師派遣事業について、園児にどのような力を身につけてもらうことを目的としているのかとの御質問にお答えいたします。

この事業は、幼児期から英語に親しむことで、園児が英語に対する興味や親しみを持つことを目的としています。

英語との出会いを通して自然な形で言語の感覚を養っていくことが可能となると考えております。

次に、実際の学習状況や園児の反応をどのように評価しているのかとの御質問にお答えいたします。

保育所等では、遊びや歌、身の回りの単語を通じて、楽しく英語を学べる環境づくりを行っております。園児達が、英語の時間を心待ちにし、明るい表情で楽しそうに英語を話す様子が見られることから、英語に触れる楽しさを自然に吸収できている点において成果を実感しているところでございます。

わたくしからは以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 私からは、新田議員の御質問のうち、小中学校の英語力に関すること及びグローバル教育に関連した御質問にお答えいたします。

まず、小中学校ではALT配置によって、児童生徒の英語力向上にどのような成果が出ていると分析しているのかとの御質問にお答えいたします。

学校現場の聞き取りからとらえた、ALT配置による児童生徒の英語力向上の成果を2点申し

上げます。

1点目は、児童生徒のコミュニケーションへの意欲と態度の向上がみられることです。

2点目は、ALTとの交流を通して実践的な英語力、特に英語を聞き取る力の向上を図れるということであります。

次に、英検受験率が伸び悩む中、英語力の定着をどのように判断しているのかとの御質問にお答えいたします。

本町では、リスニング・リーディング、いわゆる聞き取りと読み取りでございますが、これらを含む評価テストにより児童生徒の英語力の定着をとらえております。

なお、例年10月に中学2年生を対象に実施される、山口県学力定着確認問題の英語テストにおいて、令和6年度、令和7年度と本町の生徒の平均正答率は山口県の平均正答率を上回っており、本町における英語学習の成果が現れていると考えております。

最後のグローバル教育推進事業について、今後全校で展開していく考えはあるのか。また、小学校1年生、2年生の英語教育の現状についての御質問にお答えいたします。

現在、小学校8校のうち、グローバル教育推進事業に取り組みたいと申し出た5校が実施しております。これらの学校では、低学年と中学年児童を対象に、年間10コマから28コマの英語学習等を実施しております。

本町では各学校の児童生徒の状況に応じて、各学校の主体的な教育マネジメントを重視しております。教育委員会といたしましては、今後も各学校の目指す教育目標の達成をしっかりとサポートしていきたいと考えております。

また、小学校1年生、2年生のグローバル教育の実施についてでございますが、現行の学習指導要領では、英語学習は必修教科として位置付けられてはおりません。

小学校低学年の年間の授業時間の総数は、他学年と比べて配当が少ないため、英語学習を含むグローバル教育の実施にあたっては、時間の配分を調整しながら進めていくことが重要であると考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 御答弁ありがとうございました。たくさん御回答いただきましたので、重複する再質問もあるかもしれませんが、御了承ください。

それでは、順を追って質問させていただきます。

まず福祉課と教育委員会の間での英語教育関係についての情報共有や連携は、現状そんなにないという御意見でしたが、例えば、福祉課が小学校でどのようなことを行っているのか、教育委員会は福祉課がどういうことを行っているのか、ある程度御認識はあるのかどうなのか。例えば、実際見に行ったりとかは今までにあったのかどうなのか。その辺りをいま一度お聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 柳本学校教育課長。

○学校教育課長（柳本 広和君） ただいまの御質問にお答えします。

教育委員会の指導主事と福祉課の保健師がともに園訪問をすることはございます。これはスムーズな小学校への就学につなげるため、そこでそれぞれの立場で意見交換をしたり、保育園や学校の職員と情報共有したりして、その架け橋期の子どもの学びや育ちを支援していきます。

学校教育課の指導主事が園訪問に行った際に、園児の英語学習の様子を見ることはございます。ただ、その幼児期における英語教育のあり方等について、福祉課職員と協議をしたことはなく、その点においては十分な連携は図れていないと考えております。また今後、そのことについても研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 御回答ありがとうございます。

本日の質問の大前提として、福祉課、そして教育委員会で今、行っている各種グローバル関連の事業に関しては、わたくし、冒頭で申しましたとおり感謝をしております。長年継続してやっていただいておりますことに関しても、ありがたいと思っております。

ただ、この継続して実施すること自体がゴールになっているような気もしております。やって終わりではなくて、やはり進化していかないといけない。そういう中で、本日はこの後もブラッシュアップするための質問をどんどんしていきますので、どうぞよろしくお願いします。

まずは、福祉課です。そもそも、この保育所等英語講師派遣事業の目的は、教育的な観点をメインで考えるのか、あるいは英語という言語に触れ合うということに重きを置くのかということによっても考え方は違ってくるとは、当然思います。町長からも冒頭で御発言がありましたが、保育園に関しては後者になると思う。

福祉課の目標は、当初予算の概要書を見ると、幼少期から英語に慣れ親しみ、そしてコミュニケーション能力を養うためとの記述がある。福祉課から、卒園時にここまでやってほしい、あるいはどのような活動内容を行ってほしいなどということを講師の先生と打ち合わせをするのかどうか。今、素晴らしい先生がやっていらっしゃるのだけれども、そういう要望とかを福祉課からされていらっしゃるのかどうか、お答えください。

○議長（荒川 政義君） 小川福祉課長。

○福祉課長（小川 幸治君） 講師の先生にお任せで、楽しくやってくださいということしか伝えていません。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） それでいいですと言いたいのですけれども、そうでもないのです。

この提案をするにあたって、教育の部分がどうしても英語というところに入ってくると思うので、福祉課だけで判断するというのは非常に難しいし、この質問自体も本当に意地悪な質問だと自分自身も質問していると思います。ただ最低限、やはり小学校でどんな授業が展開されているのかは、課が違う、所管課が違うから知らないということではなくて、連携をずっと継続してやっていただきたいので、それをするにも教育委員会との連携だったり、協力が必要になってくると思います。

先日、実際に今、保育園を回っていらっしゃる先生の英語指導の場を私も見に行きました。小川福祉課長も一緒に見に行っていて、大変楽しかったです。本当に最高です。先生も素晴らしい、児童も大変楽しそうにやっていたから。ここで、どんどん入れていただきたい。

そういう中で、やはり保育園に行かれている先生が月に2回全部回ってくださっている。そして、小学校にも先生が何校かは関わっていらっしゃいます。そういった部分では、私は要望しやすいと思うので、今後はぜひ、保育園から小学校につながる場所も連携するために、こういうことを教えてほしいというのを福祉課からお伝えいただきたいのですが、その調整というのは今後お考えいただける可能性がありますでしょうか。お答えください。

○議長（荒川 政義君） 小川福祉課長。

○福祉課長（小川 幸治君） 毎年先生と、日程調整と内容の調整もしていますので、そのときにそういったことを先生に伝えてやってもらうように心がけたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ぜひよろしくお願いします。

これ、福祉課に言うのは難しいと思います。小川福祉課長、よく答弁してくださったと思います。ただ、英語というものを教育という位置付けで考えていくうえでは、やはり教育委員会がもっと旗を振って、こういうことをやってほしいということを福祉課に対して、私は言うべきだと思うし、恐らく、ここにいらっしゃる皆さんもそのように思われると思います。

教育委員会としては、今のこの一連の流れの部分について、どういう見解をお持ちなのか、お答えいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 大変大きな質問で、今、少し困っているのですが、まず、教育委員会として何を行うかというのがあって、中心の柱が周防大島町の政策として、児童・生徒、あとは大人も含めてマネジメント能力を上げるということ、これが一番の柱になります。それはなぜかというと今、AIの進展によって社会が大きく変わります。人によっては、人間が火を見つけたのと同じぐらいの大変革が起こるというような、その前夜にいて、AIが今まだ赤ちゃんですけど、これから一気に二、三年でまた大きく進展する中で、仕事も変わりますし、社会の構造自

体も変わっていくと私は思っています。その時に、一番大事なものがマネジメント能力、そしてビジョンを作ったり、新しい世の中をどう作るかというところのその案を出す力、企画力だと思っています。それを中心に、学校のカリキュラムを今、全体的にこの3年をかけて作り変えてきているところで、実際にそれが評価されて、文部科学大臣賞を2ついつぺんに東和小学校が取りました。この中で、英語というのがどういう扱いになるかということをおぼつけていただきましたので、私なりの考えをまともに返したいと思います。

英語というものを勉強していくときに、人材育成という視点から、英語の効果というか英語を学ぶことの意味を考えております。日本語のことも考えなければいけません。日本語と英語の違いというのはすごく大きくあって、例えばアメリカではこういう研究があります。非常に頭のいい方で、英語をやっている方にドイツ語を勉強させるのと日本語を勉強させるのを比べると、5倍ぐらい日本語のほうが時間がかかるのです。そのぐらい日本語というのは難しい言語で、特に、主語を省いて言葉が通じるのです。どういうことかということ、その主語があるということを読んでおかなければいけない。4W1Hと言いますけれど、それが日本人はあまり上手ではないです。そこら辺は分かってくれるだろうという形です。

こういう言語を使っていると、相手の状況を読み取ったり、どういう意味があるのかを考える深い思考に結びつく。これが日本人の学力の高さにも関係しているという話もあります。

一方、英語は何がいいかというと、コミュニケーションが早い。あと、動詞中心の言語ですから、何かをこうしてくださいとお願いするときに非常に通りやすい、言いたいことが伝わりやすいというところがあると思っています。私なりの言葉で言えば、深めるのが日本語、そして広めるのが外国語の英語だと思っていて、この両面を持っていれば非常に強いです。

ただし、今、周防大島町にはそれほどの資源がないです。全力で今、教育改革をしております、何て言うのですか、先ほど言いました学習指導要領でも、英語についてはゆっくりです。最初小学校5年生、6年生の英語活動から入って、今教科になって、小学校3年生、4年生に降りてきた状態。そして、今後小学校1年生、2年生に来るでしょう。そのときに、今の新田議員のお話がすごく役に立つ、何とかそれを受けてやろうと思っています。

低学年から入るのであれば、英語の発音を聞き取ること、シャワーのように浴びることが非常に大事だろうと思っています。Rの発音が私は恥ずかしいです。ハードワークのハードで、ここが恥ずかしい。それはやはり聞き慣れていなかったからだろうと思うのです。これを小さいときから聞いていたら、そこの壁が1つ取れると思います。小学生は今、かなりそこら辺を乗り越えてきているように実際に思います。私達が中学校で初めて英語に触れたのとは違うと思っています。

もう1つは、新田議員の思っている一番できる子ども達とは、英語を聞いたときに英語でその

ままイメージや意味が浮かぶ子だと思っているのですが、これはかなり難しいと思っています、そういう能力というのは、やはり小さいときから小学校2年生ぐらいまでに、思春期までという研究もあるのですけれど、何で九九を算数で小学校2年生までにやるかという、歌のように覚えるのが長けているのがあの年代ぐらいまでなのです。10歳ぐらいで壁がきて、論理的な思考に変わっていくのです。このようなこともあって、そのような発達段階に応じて私達は課題があると思っています、どうやったらそれを解決できるかというのを考えています。

最後に、先ほど申しましたように、学校の教育目標が非常に大事になります。学校で英語をしっかり中核にやっていきたいという学校があれば、その学校に応じてできるだけ支援をしていきたいと考えておりますので、その辺りでまたいろいろなアドバイス等をいただけたらと思っています。今後の教育委員会としての考え方は以上であります。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） すばらしい答弁で何も言えなくなってしまう。私も高校生のときに初めてアメリカに行って、何もできないところから苦勞して、英語を手段として獲得しました。本町の子ども達にはそうではなくて、もう気付いたらできるというような未来を築いてあげたい。

私は第3言語として、スペイン語も習得しました。そのときは、今おっしゃるように、英語からスペイン語の移行ってすごく簡単で、3か月ぐらいで話せるようになるのです。教育長がおっしゃるとおり、その言語というのはそういうものだと思います。

だから、日本語から英語というのは非常に難しいのは分かっているけれども、一方で、今おっしゃるように、今小学校3年生、4年生、5年生、6年生と英語が当たっているのですけれども、きつともっと下りてきます。小学校1年生、2年生にきつと導入されてきます。それを、私は本町で先進的に取り組んでいただきたい。今全くやってないのなら何も言いません。ただ、福祉課も月に2回しっかり入れてくださっている。小学校1年生、2年生でも、冒頭でお話がありましたけれど、10時間から28時間やっているところがある。

一方で、非常に少ないところもある。そこは平等性もおかしいですし、やはり継続してやるべきではないかというのを今教育長のお話をお聞きして、非常に思いました。これ、本当は議場ではなくて、教育長とマンツーマンで、また教育長の部屋に行って3時間ぐらい話したいと思います。

時間がなくなってしまうので、続いて質問させていただきます。

また福祉課に戻るのですが、保育所等英語講師派遣事業、先般申しましたけれども、小川福祉課長も一緒に見ていただいて、その中で本当に楽しそうに子ども達も活動していました。そういう早い段階で、ゲームなどをする中で、これも繰り返しの質問になるかもしれないのですけれども、

例えば動詞の行くとか話すとか、形容詞の美しい、ビューティフルとかいっぱいある。そういうリストを作って、教育委員会はこれを導入してくれというのを先生と話しながら、小学校で600単語と言われているので、それをどんどん前倒しにしないとイケない。周防大島町の教育は、小学校から中学校に上がるときに生徒達はいろいろな苦勞をしています。

先般も私は中学校1年生の期末試験の面倒を見たのですけれども、正直定着しておりません。だから、すごく苦勞します。そこで英語が嫌いになる。英語は言語です。では、日本語が好きか嫌いと言ったら、日本語は嫌いだという人は、恐らくこの世の中にいません。英語も同じような感覚で、好き嫌いではなくてもう自然に英語ね、というぐらいの感覚を持っていただきたい。

今申しましたように、保育所でやっていただいている中で、これは教育委員会がやらないといけないと思うのですけれども、学校に聞き取りをして、指導要領に沿って、この単語、名詞、副詞、形容詞、こういうものをしっかり先生に入れてほしい、という展開をいただきたいのですけれども、そういうことは教育委員会として、今後考えていただけるかどうか、お答えください。

○議長（荒川 政義君） 星野教育長。

○教育長（星野 朋啓君） 今、また大きな話が来たので、私がお答えします。

まずは、指導者の交流をさせたいと思います。指導者がなかなか難しいのですけれども、私達、教育委員会で使っているJETというプログラムであれば、研修は割と教育委員会でもできるので、一緒に集まって、何が大事かを共有することが必要だと思っています。

あとは、学校の英語——英語を学ぶことの意味というのか。ただ、教科として学ぶだけではなくて、人材育成としてどうなのかをもう1回やはり話し合う場が必要なのではないかと思ったので、これらを教師の研修の中に入れていきたいと思っています。まずは、指導者側の——今回、教育委員会の手引きというものがあるのですが、その中に指導構想力というのを今年教員に求める力として入れました。やはりこれもマネジメントですけど、ロングスパンで、どういう子どもをどう育てていくかを考えましょうというのを入れたところでもありますので、これとくくりつけて、しっかり英語についても話し合える、そういう方向に持っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。一緒に、私もぜひお手伝いさせていただきたいと思います。

福祉課について、あと2問ほど再質問いたします。今、現状、月2回開催いただいております中で、今後、例えば手上げとかによって、もっとやりたいという園があった場合に、そこを増やす思いがあるのかどうか。園によっては、月2回プラスアルファで、自分達で外国の先生を呼んで

プラスでやっていらっしゃる園もあるというのをお聞きしました。そういう中で、例えば月に2回でなくても毎週のように入れてくださるような展開を考えることができるのかどうか。その可能性について教えてください。

もう1点。今はありがたいことに、子育て支援センターにも講師を派遣いただいております。これは画期的です。日本語もままならないところに英語を入れている。なかなかないことだと思います。非常に素晴らしいと思います。

さらに、児童館、児童クラブ、こういうところにも可能性があるのであれば、ぜひ考えていただきたいと思う。

先般、ある施設に行ってお話をしたところ、やはり通常の放課後というのは時間も限られておるので、少しそこは考慮しないといけないということだったのですけれども、例えば長期休暇、春休み、夏休み、冬休みとかそういう長期休暇は1日預かるわけで、そこにピンポイントで入っていただくというのも私は面白いのではないかと思いますし、そこは良さそうだという話もあった。月2回からさらに増やせる可能性があるのかどうか。児童館、児童クラブ、その展開に対して福祉課がどうお考えなのか、その2点について教えていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 宮崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（宮崎由紀子君） 新田議員の質問であります。現在、確かに保育園には月2回の英語講師の派遣を行っているところで、保育園の通常の行事等との絡みもあるので、その辺りを調整しながら、今の新田議員のお話によると月2回以外にも独自でやっている園もあるということをお聞きしましたので、その辺りは保育園との調整になろうかと思います。

児童館とか児童クラブでの長期休暇のときというお話ですが、こちらもやはり児童館でもそういうのがあったらいいというお話も今聞きましたので、こちらも調整というかお話ししながら——全くそういうことをしないということではなくて、今からの協議としてやっていければいいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。聞き取りをして、本当にやりたい園があったらそういう可能性をどんどん増やしていただきたいと思います。

では、怖い怖い教育長のいる教育委員会に移りたいと思います。

まずは、ALTについて少しだけ触れたいと思います。国際交流支援事業として国際交流支援員の配置をいただいております。日によってはALTと国際交流支援員が2名で教室に入ることもあるようで、これは場合によっては、その日にたまたま会話のどうのこうのがあるとかい

うことで必要かもしれない。ただ、私はそれはT1のメインの先生と外国の指導者がいればいいと思うのですけれども、その2名を配置するよりも、1名ずつをより多くの場所に分散させて配置していくほうが望ましいかと思うのですが、この辺りどのようにローテーションを組まれているのか、この2名を同じ現場に入れておる意図があれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 柳本学校教育課長。

○学校教育課長（柳本 広和君） ただいまの御質問にお答えします。

先日、学校訪問に行ったときにも、ALTと国際交流支援員と一緒に学校に入っている様子を見ました。それぞれ少しずつ役割は違っているかと思うのですが、英語に対するコミュニケーション能力を高めたり、あるいは異文化理解を深めるという目的で配置されていると捉えています。確かに重なりはあり、その辺りは学校等の聞き取りも行いながら、ここはもっと適材というか最適化を考えて派遣しなければいけないという御要望があったら、子どもにとってより教育効果が高い派遣になるようにまた検討してまいりたいと思っています。

国際交流支援員の配置については、非常に生徒には好評で、英語の楽しさを実感したり異文化理解につながっていると考えています。

例えば、国際交流員が発行する英字新聞は人気があって、生徒への英語のインタビューとか夢や目標についての記事の掲載とか、新聞によって生徒が英語や異文化への関心が高まっていると聞き取っていますので、またどのような配置が最適なのかということも考えながら、配置等を研究してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ぜひお考えをいただいて、制度上、可能であるか分からないですけれども、場合によってはそのALTを保育園とかもっと幼少期に、小学校1年生、2年生のところにあてるとか、残り3校あるグローバルをまだやっていないところとかにあてるとか。これをもう1度その3校に対しても、無理繰りさせるのではなくて、できるだけやっていただけるように持っていつていただきたい。以前だったら、グローバル教育をやろうにも人材がないという理由で何年か前はできなかった。でも、もうその理由は存在しない。今たくさんいらっしゃいます。いくらでも紹介もできる。だから、そこではもう言い訳ができませんので、この残りの3校も、可能であれば続けていただきたいと思います。

実際、英語活動、この外国語活動に関して小学校1年生、2年生で全くやっていない学校があるのかどうかだけ、最後に教えてください。

○議長（荒川 政義君） 柳本学校教育課長。

○学校教育課長（柳本 広和君） ただいまの新田議員の質問にお答えします。

グローバル教育推進事業を実施している学校は5校で、未実施校が3校ですけれども、グローバル教育を実施していない学校についても英語やALTの関わりが全くないわけではございません。例えば、給食を低学年児童のみと一緒に食べる機会を意図的に設けて、英語やALTと自然に関わるような環境づくりを工夫しているところとか、参観日があったときに小学校1年生、2年生の児童がALTに英語を用いた自己紹介をするとか、何らかの形で英語やALTと関わる場面を工夫して行っておりますので、授業という形ではございませんが、英語やALTに関わる機会は設けているように聞きっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。少し安心はしましたけれども、そこをしっかりと——今日の質問のテーマとして、福祉課の回数をどうするかというのと、小学校1年生、2年生のところがすごく気になって、継続的にやっていただきたいと思います。

教育長が先ほどもおっしゃいましたが、小学校3年生、4年生からは全部の学校で、外国語活動が始まります。小学校5年生、6年生になると教科として外国語が始まっていきます。様々なルールがある中で、やはりこれを、私はどんどん町独自で前倒しにしてほしいと思います。日本が今行っている英語教育では、多分英語はできませんので、これは町で頑張りましょう。周防大島町の生徒人数だったら、やろうと思えば絶対できます。私は本気で思っています。そういう未来を描いてあげたい。ぜひそこは継続して御検討いただきたいと思います。

先ほども申しましたが、これを福祉課に対する——どうしても所管がそこだから質問しておりますが、やはり教育委員会はしっかりと旗を振って、いい形に持って行っていただきたい。リストを出して保育園からこういう形を作って行って、小学校3年生、4年生になったら読めるようになる。小学校5年生、6年生になったら今度は書くということも——文部科学省は言ってはおりませんが、少しずつでも私は書かせるべきだと思います。中学生になったときに苦労しないように、みんな自ずと90点以上取れるような教育をしてあげたい。

教育長がいつもおっしゃるマネジメント能力の育成・マネジメント教育、海洋教育、そして外国語活動。この三本柱で、教育で、この島を輝かせていただきたいと思っております。ぜひ前向きな御検討をお願いいたします。

もう終わりにします。最後に、今回の質問で、強引に英語教育を——私が強引そうに聞こえるのですが、そのように推進しなさいということでは決してございません。今、御実施をいただいております様々なグローバル教育に関しては、少し、いま一度立ち止まって精査をしていただきたいと思います。

その中でも特に、繰り返しになりますが、保育園から小学校、そして小学校から中学校、この

連携をもう1度見直していただきたい。すばらしい教育を行っていただきたい。切れ目のない継続的な英語教育をお願いしたいと思います。

文部科学省は、グローバル化が急速に進展する現代においては、外国語によるコミュニケーション能力はこれまでのように一部の業種とか職種だけにとどまらず、生涯にわたる様々な場面で必要とされると明示をしております。本町で生まれ育った子ども達が義務教育機関を経て、気がつけば英語が話せるとか、聞けるとか、そういった未来を描けるようにぜひみんなで取り組みましょう。

前向きな御検討をよろしくをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 新田健介議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、1番、占部智子議員。

○議員（1番 占部 智子君） 議席番号1番、日本共産党、占部智子です。一問一答方式にて質問させていただきます。

1番目の上関中間貯蔵施設建設計画について。①上関中間貯蔵施設建設予定地の地質学的な危険性について。上関建設予定地には、多くの危険が言われています。元広島大学準教授の早坂康隆さんによると、愛媛県の伊方原発沖にある伊予灘中央構造線の傾斜角は垂直に下に降りているのではなく、北傾斜30度程度を示すとし、なんと上関建設予定地の深部、下を通っているそうです。国土問題研究会の理事、越智秀二さんによると、周防大島町の皆さん御存じの、巖門や立岩には少なくとも2.5メートル以上の隆起の痕跡があるが、西方と外入近くにある大三郎鼻という岬の北側の海食洞門には隆起の跡がないということです。すなわち、安下庄湾の東部の海底にある活断層の北西側が2.5メートル以上隆起したということだそうです。その境目が、先日西方で発掘された活断層に続くと思われます。

今後、30年以内に南海トラフ巨大地震も起こると言われています。地震だけでもかなりの危険が予測されています。町民の命と暮らしを守るため、1市3町の話合いでどのような意見を述べられ、何をすることが決まりましたか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 占部議員からの上関中間貯蔵施設建設計画についての①点目、地質学的な危険性についての御質問にお答えいたします。

占部議員が御指摘のように、地質学的な危険性等につきましては、多様な見解があることは存じております。

また、中国電力株式会社による立地可能性調査報告では、調査地点周辺の陸海域には、活断層が存在するが、耐震設計等で適切に対応することが可能と記載されております。

お示しの柳井市、田布施町、平生町と本町による 1 市 3 町の首長会議は、これまでに合計で 6 回行われましたが、その目的としては、各市町における状況や情報の共有を図り、各市町における対応に繋げていこうとするものであります。

なお、会議の概要につきましては、都度、代表記者会見や記者発表されているとおりであります。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1 番 占部 智子君） 1 市 3 町の協議内容の記者会見の発表分は、請求したらいただけるのですが、議事録が作成されていないようです。記者発表資料しかありませんが、住民の非常に関心の高い、住民の命と暮らしに関わる大事な問題です。当然、議事録は作成されるべきと思いますし、ホームページで公表すべきだと思いますが、1 市 3 町で検討していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 占部議員の御質問で、1 市 3 町の協議の中の内容ということでございますが、こちらについては、この協議が終わった後に代表の首長から、この会議の協議の内容を、しっかりと皆様に御報告しているという状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1 番 占部 智子君） 上関建設予定地には、多くの危険が指摘されています。瀬戸内海西部はひずみが蓄積しているにもかかわらず、近年浅い地震がほとんど発生しておらず、一種の空白域となっていることから、この付近の活断層は動く可能性が高まっていると考えられるそうです。南海トラフ巨大地震が起きる数十年前から内陸側で直下型地震が頻発するそうです。西方のトレンチ調査では、活断層が平安時代に動いていればしばらくは大丈夫だけれども、今のところ動いているという結果は出ていないので、動いていない場合、もういつ動いてもおかしくない状態とのことです。この活断層が上関の長島沖につながっています。

先ほどの西方のところにつながっている活断層——周防大島町から行く活断層が上関町の近くにあるということ、その上と下で 2.5 メートル以上の隆起があったということと、上関中間貯蔵施設建設予定地は先ほども言いましたけれど、下に中央構造線、横に活断層、歪みの蓄積、そしていつかは必ず起こる南海トラフ巨大地震の危険が刻々と迫ってきています。地震大国日本のどこにも安全な場所はないと思いますが、建設予定地は日本の中でも今特に危険な地域だと思います。阪神淡路大震災、能登半島地震に匹敵する地震の危険があるそうです。

能登半島地震で最も被害が大きかった珠洲市には、1975 年に原子力発電所の建設計画が浮上しました。しかし、地元住民の 28 年間に及ぶ粘り強い反対運動により 2003 年に凍結されました。もし建設されていたらと思うとゾッとします。チェルノブイリ原子力発電所事故から

2026年4月で40年となりました。事故直後の急性放射線障害で数十人が犠牲になり、周辺地域では約2万人が甲状腺がんを発症したとのデータもあります。今なお健康被害に苦しむ人も多い。事故となれば、ふるさとが丸ごと奪われる事態になります。

事故から15年経過した東京電力福島第一原子力発電所事故は、チェルノブイリ原子力発電所事故と並んで、史上最悪のレベル7の深刻な被害をもたらしました。今も少なくとも2万3,000人の方々がふるさとを離れ、避難を続けています。

今回、福島県と大阪府で二重生活を余儀なくされている現状を伺う機会がありました。その方は福島県に夫を残し、震災当時ゼロ歳と3歳だった子どもと母子避難を続けています。家族ばらばらの生活も約15年となり、子ども達は15歳と17歳になりました。2人の子どもを放射線被害から避難させるため、やむを得ず福島県と大阪府での二重生活です。家賃などの生活費や再会のための交通費など大変な苦労をされています。東京電力福島第一原子力発電所事故がなければ必要なかった苦労です。経済的にも精神的にもかなりの負担です。でも、国も東京電力株式会社も誰も事故の責任を取らないどころか、事故から15年を経て、政府と電力会社は新設、建て替えの推進など、原発回帰に突き進んでいます。

②の質問に行きます。令和8年3月26日、村岡山口県知事は、使用済核燃料中間貯蔵施設について、上関町の周辺4市町全ての理解が得られなければ建設に同意しない考えを明らかにしました。既に田布施町議会が建設反対決議案を賛成多数で可決しています。町長は何を基準に町民の意向を判断するお考えですか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 占部議員からの御質問であります。この上関町の中間貯蔵施設の問題について、何を基準に判断していくのかということでございます。

今の段階においては、まだ事業計画というものが明らかになっておりませんので、まずはこの事業計画がどのようなものであるか。こちらをしっかりと受けて、しっかりと精査するということが、まず第一になろうかと思えます。

そしてその後に、あらゆる皆さんの御意見を聞くためにも、まずは、1市3町の中でしっかりと協議をし、そしてその内容をしっかりと吟味していくということがまず第一と考えているところです。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 事業計画が作成されていないということを言われていますけれども、関西電力株式会社の当初の計画では、中間貯蔵施設に2,000トンの使用済核燃料を貯蔵すると想定していました。これは広島に落とされた原爆の死の灰6万発分に相当します。仮に事業計画が半分だとしても、1割だったとしても、危険であることに何ら変わりはありません。事

業計画が出されるのを待つ必要性は全くないと思いますが、いかがですか。どのような計画を待っておられるのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 淨孝君） 占部議員が今お話になられた、これから上関町にどのような規模の施設が出来上がるのかということも含めて、こちらの事業計画が出ていけませんので、どれくらいの規模の、大きさのものができるか。どれほどのものができるのかということも今の段階では、我々想定ができない、分からないというのが今の状況であろうかと思います。ただ、わたくしとしましては、やはり周防大島町の町民の皆さんの安心・安全をしっかりと確保していくということが大切と思っております。

よって、憶測でこういったものが来るのではないということだけで、行動判断をしていくということではなくて、やはりしっかりと事業計画等をしっかりと鑑みて、判断していくことが大切と考えております。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（１番 占部 智子君） ２年前に……

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時29分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。占部議員。

○議員（１番 占部 智子君） ２年前に、町民有志が町長へ反対表明を求める署名活動を展開し、町内全戸を対象に、来る日も来る日も訪問して集めた署名は3,223筆に達しました。上関中間貯蔵施設建設に賛成と答えた方は数えるほどだったそうです。これが町民の声であり、他の市町の住民アンケートも7割以上が建設反対です。

令和8年6月22日、柳井市議会厚生常任委員会は建設反対決議を求めた請願について、賛成多数で採決すべきとなりました。あとは、本会議で決まるそうです。

ぜひ1市3町の会議の中で、住民の命と健康と生活とふるさとを守るための発言をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 淨孝君） まず、この1市3町の協議の中で、それぞれの首長がその地域を代表してその意見を持ち寄って、それぞれの町の状況を情報共有するという会でございます。その中で、わたくし先ほども申し上げましたけれども、それぞれの首長がそれぞれの地の住民の皆さんの安心・安全をまず第一に考えておられるということでございます。そのために、やはりこの事業計

画であり、そしてまた国、電力事業者からもしっかりと十分な説明、そして質疑を尽くしていくということが大切ということで協議をしているところでございます。

よって、住民の皆さんのあらゆる声、こちらを私もしっかりと受け取っているつもりでございますし、それを協議でも、皆さんの声をもとにしっかりと報告をしているという今状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（１番 占部 智子君） 令和８年６月１０日の中国新聞には、青森県六ヶ所村の核燃料再処理工場２０２６年度完成不透明という記事が出ました。再処理工場は核燃料サイクルの要で、２９年前に完成する予定でしたがトラブルが相次ぎ、また完成延長です。他国は既に、再処理工場から撤退しており技術的に不可能と言われています。

令和８年３月末には青森県知事も、工場の完成見込みがないので、むつ市の中間貯蔵施設への核燃料の搬入を拒否しました。最終貯蔵施設になることが予想されるからです。もし上関町に中間貯蔵施設ができれば、関西電力株式会社の核のごみ、最終処分場になる可能性が高まってきました。

さて、令和８年１月に中部電力株式会社浜岡原子力発電所で基準地震動の算定に関わるデータの改ざんが発覚し、衝撃が走りました。これは内部告発により発覚しましたが、それがなければ原子力規制委員会も見抜けなかったことです。令和８年４月には、中国電力株式会社島根原子力発電所での３０年にわたる不的確部品仕様が発覚しました。安全性に関わる不祥事が次から次へと発覚します。そんな電力会社が安全安全と言っても信用できません。中国電力株式会社が環境影響評価、環境アセスメントをしていない問題について、住民団体、上関の自然を守る会が令和８年５月２２日に上関町議会に請願を提出しましたが、不採択となりました。以前、中国電力株式会社が配付した立地可能性調査の結果には、動植物は森林などに生育する種を確認するとともに、ミサゴやヒナカマキリなどの希少種を確認しました。確認した種への影響や景観については、適切に配慮していくことにより、施設の立地上問題がないものと判断したと書かれています。環境影響評価もしていないのに問題がないと判断しているということです。

そして、今、イラン戦争やウクライナ戦争の中で、核関連施設は実際に攻撃の対象となっています。事業計画が出てから考えるという受動的な姿勢ではなく、計画策定前の今だからこそ、住民の不安な声を聞き、それを国や事業者に伝えるべきではないですか。町長には周防大島町民の命と暮らしを守る責任があります。具体的な行動を起こしていただきたい。周防大島町も上関町も地震などの自然災害だけでもかなりのリスクが考えられる地域です。そんなところにわざわざ中間貯蔵施設の建設なんてとんでもないことです。村岡山口県知事の発言によると、今なら町長が反対すれば止めることができるのです。一刻も早く決断していただくことをお願いして、この

質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時36分休憩

.....

午前10時48分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。占部智子議員。

○議員（1番 占部 智子君） 2番目の質問に行きます。離島航路の運賃について、①周防大島の離島、浮島、情島、前島、笠戸島の運賃補助について。

離島振興法の基本理念には、離島の振興のための施策は離島が（中略）国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならないとあります。

離島の島民の方々より、船の運賃が負担という声が届いています。浮島であれば往復660円。それに加えて、バス代やタクシー代がかかります。少しでも負担軽減になる方法を検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（荒川 政義君） 大久保産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（大久保弘史君） 占部議員の離島航路の運賃についての御質問にお答えいたします。

離島航路につきましては、離島住民唯一の公共交通として、住民の移動手段はもとより、生活物資の輸送など極めて重要なものであると認識しております。

しかしながら、人口減少や利用者の減少により、料金収入だけでは運営が成り立たず、国・県の補助金及び一般会計からの繰入金により均衡を図っている状況でございます。

航路事業者といたしましては、各航路の運賃については長年据え置き、回数券や定期券を発行するなど利用者の負担軽減を図っているところでございますが、現在の厳しい状況においては、運賃の割引は難しく、まずは安定的な航路の維持に努めてまいりたいと考えております。

なお、町では保育園児から高校生の定期券をはじめ、妊婦検診時等の運賃、さらには介護サービスの利用者や事業者の運賃の全額補助を行うなど、負担軽減を図っているところでございますが、今後も住民サービスと航路運営のバランスを取りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（１番 占部 智子君） 他の自治体運賃補助の状況ですが、例えば大阪市では、河川ですが道路としての役割で、全員無料で年間約１６０万人の利用、愛知県の豊橋市牛川町も市道扱いのため無料、群馬県、埼玉県、赤岩渡船も利根川を渡る県道扱いのため無料などあります。宮城県の塩釜市の浦戸諸島の島内区間のみ無料。近隣では、岩国市の柱島では７０歳以上渡船券片道１，８６０円、年間４８枚支給。柳井市はＹＡＮＡＣＡというカードがあり、自分で自動車を運転しない１５歳から７４歳まで１万２，０００円、７５歳以上２万４，０００円使用でき、平郡航路の渡船料には、自分で自動車を運転する人も使用できるそうです。

浮島の現状を伺ったところでは、月５回夫婦２人で病院に通うと６６０円掛ける５回掛ける２人掛ける１２か月で、年間７万９，２００円になります。それに加えてリハビリに週３回程度通っていた時期もあったそうです。また、浮島の高齢者の２人暮らしの方に子どもが２人いらっしゃって、浮島へ１人は月１５回、もう１人は月１２回介護のために船で浮島に通う方がいて、２人合わせて年間約２１万３，８４０円かかります。渡船料金だけでこの金額です。そこから車の方もいますが、バスやタクシーを利用する方もいます。他の公共交通のあり方とも関係すると思いますが、少しでも負担の軽減について検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木嶋地域交通課長。

○地域交通課長（木嶋 勇人君） ただいまの御質問でございますが、県内で離島航路を持つ市町が１１市町ございます。そのうち、島民の割引を実施している市町は把握している範囲では４市町でございます。そのほかに対象者への補助ということでございますが、本町においては園児から高校生まで、それから妊婦への補助、それから介護利用者、事業者への補助を行っておりまして、他の市町と比べそこまで劣っているとは思っていないところではございますが、先ほど、部長から申し上げましたが、既に町の一般財源から毎年かなりの額を繰り入れているという状況でございますので、補助につきましても財源を必要とするものでございますので、また今後、住民の方の生活のために有効な補助というものがありましたら、該当課において財源もろもろ協議を進める格好にはなろうかと思えます。御理解をいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（１番 占部 智子君） 周防大島町出身の民俗学者である宮本常一は、離島振興法の父とも呼ばれていたと聞いております。昭和２０年代後半、離島は本土から拮据され、生活環境や産業の立ち遅れが深刻な問題となっていました。宮本常一は全国各地の離島を歩くフィールドワークの中でこの実態を目の当たりにし、港湾整備やインフラの必要性を痛感しました。彼は学会などの調査研究を通じて離島の窮状を社会に訴え、１９５３年の離島振興法制定に大きく貢献したと言われております。

現在、この法律のおかげでいろいろ改善されていると思いますが、まだまだ住んでいる人でな

いと気がつかない負担があると思います。例えば、建築資材にも運賃が追加されるため、住宅の改修ひとつでも高くなるなどです。浮島で言えば漁業を中心とした産業があり、比較的若い人や子どもも多く生活しています。他の離島も周防大島町の観光の魅力の1つだと思います。少しでも住みやすい島になるように、運賃補助について検討していただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

3番目の質問です。高すぎる水道料金について。柳井広域水道は弥栄ダムに水源を求めたことから、遠距離を導水するという構造的な問題を抱えており、これが高料金にならざるを得ないゆえんですが、県は広域水道建設時に交わした地元市町との確認書で全県的に見て、柳井地域のみが特別高い水とならないよう配慮すると約束した経緯があります。しかし、県の補助金が平成14年度から令和7年度までにかかなり減額されています。県に継続のお願いだけでなく、増額の要望をしていただきたいと思います。いかがですか。ちなみに周防大島町に対する県補助金の比較は、創設時、年平均5,205万4,000円、現在は1,455万7,000円、マイナス3,749万7,000円です。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 占部議員からの高すぎる水道料金についてということで御質問をいただきました。

本町を含みます柳井地域の水道料金が、高い水準にあることにつきましては、町といたしましても深く受け止めているところであります。

高い料金水準となっている背景には、占部議員からもありましたように遠距離導水、こちらに伴います巨額な施設整備に伴います長期に渡る償還をはじめとする、複数の構造的な要因が重なったことがあげられると考えております。

昭和57年に山口県と柳井地域広域水道企業団との間で交わされた確認書においても、こうした状況は認識されておりまして、県は柳井地区のみが特別高い水とならないよう配慮すると明記されているところでございます。

このような経緯を踏まえまして、当初から高料金対策費補助金制度が始まりました。この制度は、固定資産の減価償却費等を算定根拠としておりましたことから、償却が進むにつれ補助額が減少していく仕組みとなっておりました。

しかしながら、この当初の補助制度では、いずれ補助金がゼロになる見通しでありましたため、柳井市、田布施町、平生町、上関町及び本町の1市4町が連携し、県と粘り強く協議を重ねた結果、新たな考え方による水道料金安定化対策補助金制度として、平成30年度から創設され、現在に至っているというところでございます。

この制度は、柳井地域の水道料金が、県内のダム原水利用地域の平均料金の1.5倍以内に収

まるよう調整する仕組みとなっておりまして、急激な料金上昇を抑える一定の役割を果たしているものと考えております。

また、柳井地域の、先ほど申し上げました1市4町は、県と毎年継続的に協議を行いながら、柳井地域の現状や水道事業の経営統合の状況など丁寧に県に対しお伝えしてきたところであります。藤本町長も、県知事要望の場におきましては、水道事業の実情を説明し、県に対し支援を求めてきております。

今後は、1市4町の連携を更に一層強めまして、首長同士が一体となって要望活動を行い、県に対しまして、令和9年度以降の継続的な支援措置も含め、必要な支援の拡充もお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 先ほどは周防大島町の減額を言ったのですが、今回、柳井市・田布施町・平生町・周防大島町・上関町の1市4町に対する山口県の補助金は、平成14年度から令和5年度までに75%削減されて減額されています。1市4町は水道料金の抑制のため一般会計からの繰り出しをして事業を支援してきましたが、料金の引上げを余儀なくされ、柳井広域市町とそれ以外の12市との料金格差はむしろ広がりました。柳井広域水道建設当時から、日積浄水場では3万トンしか浄水機能がないにもかかわらず、5万トンもの大量の責任水量を引き受けていることも水道料金が特別高くなっている要因の1つであると思います。

山口県の回答用紙確認書には、2万トンは県が保留し、今後この取扱いについては山口県と柳井地域広域水道企業団で協議すると記してあります。

また、柳井地域の特殊性を認識し、山口県が柳井地域広域水道企業団に参加した気持ちで誠意を持って対応するとも記されています。

県の要望時にぜひ伝えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 占部議員に今御指摘をいただいたところでございますけれども、やはり今水道料金ということで、町民の皆さんにとっても大きな関心ごとでございます。山口県にも平素より、要望という形で水道料金の安定化、そしてまた水価安定補助金の継続、そしてその維持についても要望を常に行っているところでございます。

この本町の水道については、占部議員も御存じのとおり、この水道企業団による供給が始まって以来、町内では断水がありません。しっかりとこの水道の水が安定して供給されているということは、やはりこの企業団あつてのことだと感謝をしているところでございます。

大島大橋外国船衝突事故もありましたけれども、あの折にはやはり40日間の断水ということ

がございまして、水道の大切さを改めて感じたところでございます。

その維持管理等もこれから町でしっかりと支えていかないといけないことでございます。こちらでも議会の皆様とも、しっかりと協議をしながら進めてまいりたいと思っているところでございます。御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（１番 占部 智子君） 憲法第２５条第２項には、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあります。水道事業は公衆衛生に関わる事業ですので、国の責務のはずです。生存権に関わるものですから、国民誰もが平等に権利を保障されるべきものです。

水道事業に関わる地方公営企業法第３条には、経営の基本原則として、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとあります。水道事業の本来の目的は、公共の福祉を増進することですから、町としては、水道事業は将来にわたって、安心・安全で良質な水を、適切な料金で安定的に提供する必要があると思います。特別に高い水とならないように、補助金の増額を県や国に要望していただきたいということを強く求めて質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、占部智子議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、８番、田中豊文議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 今回は情報公開制度と文書管理の運用上の課題と対策についてということで、お尋ねをいたします。一問一答方式でお願いいたします。

まず、情報公開制度につきましては、前回に引き続きということになりますが、今回は、情報公開と表裏一体といえる文書管理の観点もあわせて質問をさせていただきます。

改めて、情報公開と文書管理について、町の基本的な姿勢、公務としての位置付け、それから現状と課題、そういったことについて、日々改善のための努力はされているとは思いますが、制度はつくってあればそれでいいというものではなくて、制度の熟度を上げるために、町としてどのような認識をもたれ、どのように取り組んでおられるのかといったところ、特に運用面についての認識について、まずはお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員の情報公開制度及び文書管理の運用上の課題と対策についての御質問にお答えいたします。

情報公開と適正な文書管理は、町民の知る権利を保障し、町政への参加を推進するための不可欠な要素です。

町としては、説明責任を果たすための基本的な姿勢として、公正な行政運営を常に心がけております。周防大島町情報公開条例第1条にも、この条例は、町民の知る権利を保障するとともに、町の説明責任を明らかにすることにより情報の共有化を図り、町民の町政への参加を促し、町政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた町政を実現することを目的とすると規定されております。

この条例の目的を達成するためにも、情報の適正な管理と積極的な開示を進め、より一層住民に信頼される開かれた町政の実現に努めてまいります。

情報公開主管課である政策企画課では、情報公開制度の職員マニュアルである情報公開事務の手引きや、情報公開事務の大まかな流れと注意点などの改定を必要に応じて行い、全職員に周知を行っております。

また、情報公開条例の運用への理解を促進するために、職員研修を定期的を実施し、職員一人一人の制度への理解を深めるとともに、過去の事例を教材として活用し、不備の再発防止を図ってまいります。

今後も、情報の適正な管理と積極的な開示を進め、住民に信頼される開かれた町政の実現に努めてまいります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 再質問です。まず、前回少しだけお聞きいたしましたが、録音データの公文書の該当性について、まずここではっきりしておきたいと思います。今回は、個別事案についてということではなくて、原理原則、一般論としてお答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

周防大島町情報公開条例によりますと、第2条第4号で公文書の規定がありまして、それには電磁的記録というのがあり、これを普通に読めば、録音データが公文書であるということに争いはないと思うのですが、町としてのお考えもあるでしょうから、まずはその認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 田中議員の御質問にお答えします。

今、田中議員がおっしゃられたように、情報公開条例の第2条第4号に音声データも含む電磁的記録、これらに類するものについても規定がされております。

また、同じ条項に当該実施機関が管理しているものと定義がされております。

これについて、当該実施機関が管理しているものとは、作成または取得した職員個人の段階のものではなく、組織として、共用文書として管理されている状態。また、当該実施機関の組織において、業務上必要として利用または保存されている状態のもの。これが、当該実施機関が管理

しているものと町では認識しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 録音データについて開示請求をした、ＵＳＢで開示しますと言って開示を受けたこともあります。ほとんどの所管では、議事録が作成された段階で、これはもう必要ないから破棄しました。不存在で非公開ですという扱いがされてきたから、そこはやはり統一すべきではないのかという前提で、今日の質問になっている。要するに、録音データが公文書なら当然それは破棄できるものではない。でも、公文書にはあたらないから破棄したのだと、そういう判断をされたのだと思います。そこに少し差があるのは、私も理解できないのですが、それは置いておいて、公文書でないから破棄したということで、なぜ公文書ではないかという、今御答弁がありましたように、当該実施機関が管理しているもの、組織として共用しているものではないから破棄したのだという理論だと思います。組織として共用するもの、今言われたような当該実施機関が管理しているものは条例にあるからいいです。でも、組織として共用しているものが、当該実施機関が管理しているものだという解釈は、そこは何に規定してあるのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 今の組織共用文書かどうか、これについての判断基準等については、情報公開条例には記載されておきませんが、職員に対する情報公開制度のマニュアルに規定しております。

また、これについての根拠ですが、法令等にも特に載っているものはございませんが、例えば平成３０年に行われた国会の衆議院の予算委員会の答弁では、どのような文書が組織的に用いるものとして行政文書に該当するかについては、文書の作成または取得の状況、当該文書の利用の状況、その保存または廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的に判断する必要があるものと考えており、一概にお答えすることは困難であるという答弁がなされております。

こういったものを参考に、共用文書かどうかの判断基準について、本町においても定めまして、これを職員向けの情報公開マニュアルに記載しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 職員マニュアルには規定があるのでしょうか。何らかの記載があるのだと思いますが、それをもとに判断したら、ある課では録音データは公文書です、ある課では公文書ではありませんという判断ができるということだと思います。しかしその判断基準が、これ条例の話で、住民の権利、利益に関することなので、そこは条例に規定してあることの解釈が

内部だけで運用されているのでは、肝腎な住民にそれが分からないという状況に現実的に今なっている。住民側は録音データは、条文を読めば公文書です。だから開示してもらえるとということで開示請求したら、いや、内部の判断でこれは公文書ではありませんと判断されるわけです。でもそれは請求してからではなくて、条例ですからあらかじめこういう場合には公文書です。こういう場合は公文書ではありませんという判断基準が、今マニュアルに記載があるのでしょうか、それは公表されないと条例の体を成していないと思います。

ここで今、マニュアルの規定がどういうものなのか、御説明をいただけますか。

○議長（荒川 政義君） 堀協政策企画課長。

○政策企画課長（堀協 国輝君） 職員向けの情報公開事務の大まかな流れと注意点というマニュアルに記載しておりますが、その中で、共用文書か否かの判断基準について、文書の作成や取得の状況、文書の利用状況、保存や廃棄の状況、以上を総合的に考慮して実質的に判断すると規定しております。

また、このそれぞれの基準についてですが、もっと詳細に言いますと、職員個人の意思で自己の執務上の便宜のために作成または取得したか、上司の指示のもとに作成または取得したなどの文書の作成や取得の状況、他の職員に配付され、利用に供されたかなどの文書の利用状況、作成または取得した職員個人の判断で廃棄し得るか、組織として共用されるファイルに保存されているかなどの保存や廃棄の状況。こういったもので、担当課で判断していただく形になるかと思えます。

具体的には、現に他の職員と共用していない場合でも、重要な意思決定に関わるような、当然組織で共用すべき文書であるかどうか。そういったものもこの基準に基づいて担当課で判断する形になると思いますし、また公文書たる議事録などを作成するために、その協議内容などの録音作業自体が絶対不可欠で必要な作業であったかどうかにつきましても、この判断基準に基づいて担当課で判断する形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の御説明を聞いて、一般人の判断でよく分からないです。それが、結局条例の解釈ですから、条例は役所の中だけで使うものではなくて、町民の権利、利益に関することなので、町民が理解できるような条例でないとならないと思います。

だから、私が先ほどから言っているのは、何らかの今の判断基準があるのでしょうか。それを公表しないと、条例としては不十分ではないですかということを申し上げている。そこは、非常に難しいというか組織共用性とは、複雑な判断になると思うのです。要するに一般の外部からは判断できないようなことではないか。だから、ある課では、組織共用性があると判断したのだと思

います。またある課では、組織共用性がないと判断される。やはりそのように判断が分かれるわけです。この中でだけの話ならいいです。だけれど、住民に関わることだから、住民の権利、利益に関わることだから、もっと明確性を持って示さなければならないのではないかと、示されるべきだと思います。

先にそこだけ、そこを今後、明確性を保つための取り組みをされるかどうか。何らかの方法で、条例改正をなさないとまでは言いませんけれど、先ほど最初の答弁で事務の手引き等もあるということをお聞きしたのですけれど、これを補足する、普通のと言ったら誤弊があるかもしれませんけれど、自治体によっては、その情報公開の手引き、それから条例の解釈、そういったことまで公表している自治体も数あります。だから、そういうことをしないと、条例が住民のための条例である以上、非常にそこが曖昧では、不明確では体を成していないと思われまので、そこについてどういう取り組みをされるかされないか。先にそこを答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） ただいま田中議員から御質問がありましたが、本町で作っております職員向けのマニュアル、それから注意事項等を記載したペーパー、こういったものをそのまま丸々公表するかどうかというところは、今この場ではなかなか申し上げられないところではあります。例えば、田中議員からありましたように、条例の解説であったり、マニュアルの中からの抜粋であったりという部分が公表されている他の自治体もありますので、そういったところも参考にさせていただきながら、今後ホームページ等でそういったところができないかというのは、検討して前向きにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 本質の組織共用性の議論もしたいところではあります。あとで時間があれば、それは後ほどやりたいと思いますけれど、録音データが公文書にあたると、組織共用性はそれは録音データではなくて、公文書全体について言えることなので、例えば文章を作るために手元に下書きを作って、いろいろ集めた情報をまとめてとか、そういう手持ちの資料が公文書にあたらないというのはそうなのだと思う。

ただ、この録音データだけについて言えば、その組織共用性というよりは、作成する議事録と一体となったものだから公文書にあたりますということを、先般の審査会にも情報提供したのですけれど、なんか争点が違うからあてはまらないとか——いや争点の話ではない。基本的な最高裁の判例の話なので、そこで、録音データは議事録と一体として機能するものだから、公文書になるという判断が示されているのです。その裁判のケースは、議事録が作成されていなかったから、まだ作成されていない段階だから録音データだけをもって公文書にあたるとは言えないとい

う判断が示されている。だから、それはそれで、そういう判断だけれど、録音データが公文書にあたることは議論の余地はない。もう裁判の中で確定されている。最高裁判所の裁判です、判例です。それでも、まだ町は組織共用性云々。先の審査請求のときには、個人が録音をしたものだから組織共用性はないという判断がされていましたが、それは最高裁判所の判例に反するものだと私は考えています。そこはよく考えていただきたい。最高裁判所の判例に反してまで、録音データを公文書でないと言い切れるのかどうなのか。そこは公表の件と含めて、よく検討していただきたいと思います。

文書管理に行きたいのですが、その前にこの録音データについては、そもそも何で積極的に廃棄する必要があるのか。文書ならば物理的に量が増えてくるから、一定の期間で廃棄しましょうというのは分かるのです。でも、録音データは物理的な負担はほとんどないわけで、サーバーに保管しておけばいいだけの話。それをあえて公文書であるという判例がありながら、そういう判断がありながら、それでもなお共用性を前提に、前面に出して廃棄をする必要性が分からない。

例えば刑法では、電磁的記録を毀棄した者、捨てた者は、3年以上7年以下の拘禁刑となるというものです。そういった証拠としての、例えば刑事告発されたときに、いや、捨てていませんと言ったときに、捨てているだろうと告発されたときに、いやいや捨てていませんここにありますと言って、録音データを出せば、それは一発で解決です。でも、そういうリスクを犯してまで破棄するという、まさにその考えがよく分からないです。最低でも1年、それをとっておけばいいのではないかと、執行部ならば考えると思うのですが、そこは、例えば刑事告発されても、絶対に有罪にならないという認識を持っておられるのかどうなのか、そこを確認させてください。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時31分休憩

.....

午前11時34分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） ただいま田中議員からありました、データを破棄したときに刑法上無罪になるかどうかというところ、確証があるのかというところです。そこら辺については、なかなかこの場で確証あるという答弁は難しいと思いますし、実際そういう場においては、やはり法律の専門家に相談しながら対応していく案件だろうと思いますので、その回答は控えさせていただきたいと思います。

なお、今までも堀協政策企画課長から答弁がありましたけれども、この録音データは、田中議員がおっしゃるとおり最高裁判所で公文書であるという判断があったというところは、私どもも理解はしておりますけれども、その公文書自体が、組織共用性があるか、当該自治機関が管理し

ているものに該当するかどうかというところの判断は、今のところ先ほど来申し上げております考え方で当町では整理をしております。今後もその考え方でずっといくのかというところにも該当してくるかと思しますので、その辺については今後、内部でもう1度しっかりと過去の判例や他自治体の状況等も調べながら検討を重ねてまいりまして、改善ができるところは改善していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私が執行部なら、絶対に保存しておきます。捨てさせません。例えば今、刑事告発と言いましたが、刑事告発されたときに、担当職員が録音データを録ったばかりに告発されて有罪になるということになったら、それはあまりにも気の毒です。組織の——個人がと言われましたけれど、そういう答弁もありましたけれど、会議の記録を取る業務、当然職務命令でやっている話です。そこに個人が黙って隠れて録音を録ることはあり得ないですから、当然、議事録を起こすために録音しますと、それは会議の場でも言うでしょうけれど、そういうことで職務命令上やるわけですから、私は個人としてやる、組織共用性がないということはありません。

もう1つは、先般の観光交流センターの会議録も、もう録音データを破棄しましたと言われました。その後の議会でもあったように、いや、反対の声はなかった、いや、議事録を見たら反対の声が多いではないかとなり、でも現場ではあまり大きな、町長もそういう認識は持っていなかったということで、そういった差異が生じたときに、それならば、録音データを聞いてみたら一発で分かるではないか。反対の声があったのかどうなのか、反対の雰囲気があったのかどうなのか、その辺のニュアンスはやはり録音データを取っておいて示さなければいけないことだと思いますので、やはりそこは安易にというか、私、何故、先ほどからも言いますが、何で議事録が作成されたから破棄しますというのがまかり通っているのか、本当、どういう面から考えても理解できません。

それでもう1点、今、基本的には、議事録が作成されたから、もう用済みだから録音データを破棄しましたということを言われています。では、その全文テープ起こしの一言一句、録音データを起こした議事録ではないものをつくる場所もあると思う。例えば要点筆記とか、全くつくらない場所もあると思いますが、そういうケースでは、議事録と録音データは一致していないから、そういうところでは録音データはきちんと公文書として保管されるということなのか、あくまでも個人が録ったものだから、それは公文書ではありません、共用性がないから公文書ではないというのか、その辺はどうですか。議事録が要点筆記である場合に、録音データは用済みとして破棄されるのかどうか、そこはどういう判断になっていますか。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 今、現状でのお話だと捉えまして御回答させていただきますが、現状では、要点筆記の議事録を作成し、その資料として録った録音データであれば、あくまでも要点筆記の議事録が完成した時点で資料としての役割は終えたという認識のもとで考えておりますので、その録音データは公文書としては位置付けていないという解釈になるかと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の御答弁は、現時点での解釈というか判断ということで、今後検討していただくと、それも含めてということだと思います。

もう1つ、情報公開について、文書不存在についてお尋ねをいたします。

最近何か目立つと思うのが、文書不存在だから非公開決定します。いや、それはあるだろう、あるべき文書だろうというものも文書不存在で非公開決定がされる。今の録音データの話も同じことですけれど、録音データだけではなくて、いろいろな決裁文書とかそういったものが文書不存在で非公開決定されるということが目立ちますけれど、文書不存在の前提として、例えば請求する側の思いと、こういった文書があるはずだということで、請求する側はどういった文書があるかというのはまず分からないわけですから、例えば、意思決定をした文書が必要だと請求した。それで受けた側は、単純にそういった文書はないと判断したり、全く別の文書をこれだと思って出したりすることも現実問題としてあるのですが、やはりそれは避けなければいけない。まずその開示決定を打つ前に、文書不存在の決定をする前に、文書の特定作業というのが必要不可欠で、情報公開制度の中では常識的なことだと思うのですが、結局その文書の特定作業が行われていないというのが今現実としてあると思います。その辺の徹底というか、やっていますという意味ではない。実際やっていないケースがあるから、どのようにしてそこを、文書特定をしてくださいということを現場で履行できているのかというところを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 堀協政策企画課長。

○政策企画課長（堀協 国輝君） 今の田中議員の文書の特定、情報公開請求に関わる文書の特定に関する御質問ですが、まず職員向けの情報公開請求のマニュアルであります情報公開事務の大まかな流れと注意点というマニュアルの中に、文書名の特定が前提となりますので、どのようなものが欲しいか、何が知りたいかなど、請求者の立場になって聞き取りを行い、求める文書に行き着くようにしていただきたいといった形の記述をしております。

それから、公開請求が来たときに担当課にファックスを入れるのですが、そのファックスの中にも同じような文言を入れております。

それと同時に担当課と話すときに、情報公開主管課の政策企画課の担当から口頭でも文書の特

定をするために電話等で請求者とコミュニケーションをとって、文書の特定は必ずしてくださいという旨の指示は毎回しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 政策企画課が何をしているかということではなくて、先ほど申しましたように、現場ではそれが履行されていない。そこをどう考えるのですかという質問だった。

例えば、先日、福祉課の随意契約の文書を請求いたしました。計3回請求したのですが、1回目は良くて、全部の文書を出してくれと言って特定の文書しか出てこなかったから、それ以外の文書はないのでしょうか。ないのでしょうかけれど、2回目に、こうこうこういう文書、契約を決めた、意思決定した文書があるでしょうと言って請求したら、全く違う関係のない文書が、町としては関係があると思って出されたのかもしれませんが、全く関係のない、求めている文書が出された。要するに、2回の請求で済んだ話です。それが違う文書を出されると、またもう1回請求しなければいけないということになりますので、そういったことが実際にあるから、それをどのように考えるのか。それはしょうがないと言われるのか。それともそれを今後どのように改善していくのかということをお尋ねしたので、政策企画課としてどのような改善をしているのかということをお考えをお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） 政策企画課としては、先ほどのような内容の指示等をしておりますが、ただこうしたマニュアルに書いたり、指示をしたりということをしている状況の中でも、大半の職員はマニュアルに基づいた適正な情報公開事務を行っていると思いますけれども、ただこのような現状にかかわらず、一部にそういった情報公開に関する意識が低いと思われかねない状況があるのは、情報公開の主幹課の課長としても大変申し訳なく考えております。

ただ、今後については従前から行っております職員への周知を粘り強く行うとともに、定期的に従来どおりの制度についての研修も実施するとともに、また今度は、新たに事務フローに関する事務の運用面など実務的な面での職員研修を、これは政策企画課の職員が講師となって、もう早速、可能であれば今年度より実施したいと考えております。こうしたことで情報公開への意識向上を、そしてまた事務手続のそういった不備についても解消を図っていければと主幹課としては考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 研修とか周知徹底とかという言葉はもう聞き飽きていて、今までもやってこられたわけでしょう。それでもできていない現状があるわけですから、それでは、ど

ういう対策を講じますかということをお聞きしたのですが、今の御回答では何の解決にもならないと思います。

少し具体的に申し上げますが、要するに今回、私が求めた文書は、福祉課の事例ですけど、随意契約をした相手方として、対象が9者ある中で5者しか選ばなかったという事例です。それについて、では何で5者に、どういう理由で5者にすることを決めたかの意思決定。当然、こういう事案ですから決裁を取っているはずだから、それを出してくださいと請求をしたのですが、当然、今の文書特定の作業も何もなくて、いきなり相手方との議事録とか、その契約の後やり取りした質問回答書みたいなものを開示されて、全く意味のない、こちらには何のことか分からない、そういった文書を開示されて、手数料まで取られたということがありました。要するにその原因は何かというと、文書特定作業を怠っているからということにほかならない。それだけです。その中身の話は私には分かりませんが、9者のうち5者に決定したその意思決定、今ちょうど請求、再々請求をしている段階ですけど、せっかくの機会なので、この場でその意思決定をした文書、ないから今まで出てきてないのしょうけれど、そういった文書はないと、不存在ということではよろしいのかどうなのか、御答弁を求めます。担当課から結構です。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時52分休憩

.....

午前11時53分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 先ほどの、個別の事案ということなので、この質問は取り下げますが、これも個別になるかもしれませんが、個別ではなくて原則論で結構ですので、審査請求、開示について、例えば今の請求した文書が不存在で、それはあるはずだと言って審査請求をする場合もあります。今までもありました。そういった場合に、ケースは違うのですが、例えばある所管では審査請求をしたら情報公開審査会に諮問をして、答申を求めてそれに基づいて再度判断をするという手続がされるのですが、情報公開審査会に諮問をせずに、実施機関がもう却下、門前払いをするというケースもありました。その審査請求を却下するということはどういう場合が——要するに不服があるから、いや、文書不存在ではなく、あるはずだろうと言って審査請求をしているのに、いや、それはもう検討の余地はないと言って却下される。その内容を判断するならば、そこはやはり審査会に諮問しなければいけないと思う。実施機関が却下するということはどういう場合に、その不服申立てをされた本人が却下しますと、門前払いで、受け付けませんということが出来るのはどういうケースなのか、そこを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 堀脇政策企画課長。

○政策企画課長（堀脇 国輝君） まず情報公開の審査請求ができる場合というのが、非開示の決定を受けた場合、また部分公開であってもその非開示の部分について納得がいかない場合、あと文書不存在について、大まかに分けてこの3つについての審査をしてもらい、してもらいたいということで請求があるかと思います。法的却下の話をされていると思いますけれども、却下できる場合というのがこの今3つ言った、審査請求できる項目ではないことで請求がされていた場合とか、あとは請求書上の文書の不備、そういった場合には法的却下ということで却下は可能であると考えております。

以上でございます。

すいません、一部謝りがありました。請求書の不備があった場合は、まず補正をしていただく形になると思います。そしてその補正を求めた結果、補正に応じない場合等については法的却下という結果もあり得ると思います。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今言われたような判断基準というのは、先ほどの職員向けのマニュアルとかに規定があるということなのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 職員向けのマニュアルには、再審査請求が出てきたときの対応についてまでは、今のところ記載して周知をしているものではありませんので、そこも先ほどから申し上げております今後の対応の1つ、検討の1つかと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） また、ほかの自治体の例を出すのですが、そこでは情報公開条例の解釈と手引きというところで、審査請求を却下する場合はこういうケースです。形式的にもう満たしていないものとして、請求期間3か月というのがあります。3か月でしたか、3か月というのがあるからそれを過ぎた場合とか、審査請求人がその請求人としての資格を有していないといった、もう明らかに誰が考えてもこれは却下でしょうという場合に限られているのです。それがその手引きの中にうたわれて、それが公表されている。だから、そこまでして初めて公表したと言えるというか、この情報公開制度がうまく運用されるのだと思いますので、その辺も含めていろいろ検討課題多いですけど検討していただきたい。

もう1つ文書管理、1点だけやっておきますけれど、その文書管理規定で、文書管理規定というよりは行政の文書事務の原則、これ大原則があるので、できるだけ文書をつくるというのが基本ですけど、それが先ほどから申し上げているように、意思決定の部分についてあるべき文書

がないというのは、こういった文書管理規定に、情報公開ではなくて文書管理規定に違反するのではないかと思います、その辺については、今日の話の中ではその意思決定、また個別の事例になりますけれど、例えば9者ある中で5者しか選ばませんというような重要な意思決定について、文書を作成すべき、当然すべきだと思いますが、それをされてないということは文書管理規定に違反するのではないかと思います、その辺の御見解を御答弁お願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 文書管理規定というところでの御質問でありました。現状、本町にあります文書管理規定、例規集にも載っておりますけれども、現状の本町の文書管理規定につきましては、合併以来活用しております規定でございますが、文書の收受、それから交付、そういった文書を管理するというところでの規定でございますので、田中議員からも発言の中にもありましたけれども、事務を行ううえでの文書を作成するという部分についての規定という位置付けではありませんので、その中で現状うたってはおりません。

今後、先ほど言われた重要な意思決定のところについて文書を残す、残さないというのは、当然のことながら残すべきものであると思っております。これまではそれをわざわざ文書化しておりませんでした。その結果がこういう結果になったというところは真摯に受け止めなければいけないと思いますが、現状では文書管理規定にそこを載せるというところでは考えてはおりませんけれども、何らかの方法でそういった重要な意思決定に関わる文書については、しっかりと残していくというところは徹底していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 政策企画課長から答弁の修正がある。堀協政策企画課長。

○政策企画課長（堀協 国輝君） 失礼いたします。先ほどの不適法却下の規定について職員向けのマニュアル等々に記載がないという旨の答弁をしてしまいましたが、職員の手引きの中にあります周防大島町情報公開事務取扱要領の中に、審査請求についての却下の決定という項目がございます、その中に、担当課等は審査請求が次のいずれかに該当する場合は却下するということが書いてありまして、まず1が、審査請求が不適法であり、かつ補正不能な場合。2に、補正命令に応じなかった場合。3に、補正命令に定める補正の期間を経過した場合。以上の場合、審査請求について却下できるというように定めております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の訂正ですけれど、2と3はいいです、明らかに誰が考えてもそうです。1の不適法というのは何かといたら、要するに先ほど私が言ったように請求期間を経過したとか、請求人の資格を有していないとか、そういうところまで書いておいてください。

そうでないとそれが幅広くなりすぎる。

それと文書事務の原則、私の認識違いか、梅木総務部長は、管理の規定だからと言われましたけれど、第3条で文書事務の原則があって、文書事務は適正かつ迅速に行うとともに、その処理の経過を明らかにするように努めるものとする明確定められておいて、それが先ほどから私が言っている意思決定の記録を残しておかなければいけないのではないですかということに該当するから、文書を残さなければいけないのではないですか。残していないことは問題ではないのですかということを行っているのですけれど、私、何かおかしいですか。いいですか。そこは十分よく理解しておいてください。

最後に、今回も何か時間が足りなかったような気がしますけれど、要するに、これから検討していただくという御答弁もありましたけれど、その検討するのがやはり独善的にならないよう、いくら弁護士を呼んで研修をしたところでやはり、それが無意味とは言いません。それで机上の研修も必要です。周知徹底も必要です。ただ現状としてそれが現場で生かされていないという実態がある以上、私は組織としてはまずもっと情報公開の主幹課に権限を、力を持たせるべきだと思います。それは町長に考えていただきたいと思います。

それともう1つは、やはり課題を解決するというか検証するためには、やはり実際にこの制度を使われるユーザーの方の意見というのを聞かないと話にならないのではないかと。私も前々からもう議員になったときから何回も本会議で、一般質問で取り上げていますけれど、全然、何か後退しているような印象しかありません。1つは30日の開示決定の期間が15日になったというところだけは評価できますけれど、それ以外は運用の面で実態は非常に何か後退しているような印象を受けております。そうならないように、やはり取り組み方を抜本的に変えていかなければいけないのではないかと。単に研修をやって周知徹底を図りますということだけでは効果がないということは明らかなので、そこは制度の検討・研究とともに、その運用方法、本質的な観点から実効性のある情報公開制度の改善に向けてどのように取り組んでもらえるのか。その基本姿勢だけ最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 今ほど今後の取り組み姿勢というところで御質問いただきました。

この情報公開制度、確かに主幹課というところで1つの課を指定はしておりますけれども、実際に公開をしていくというところは各原課になりますので、なかなか1つの課だけに権限を付与したら解決する、即解決するというようなものではないと、今のところわたくしどもは考えておりますが、こうすれば徹底できるというものが、今、この場でなかなか申し上げられないというところもありますので、議員各位、皆様の御意見等があればお聞きする機会を設けたいと思いますし、もちろん住民の皆様方からの考えというのもお聞きする機会があればしっかりとお聞きして、

制度の構築に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 0 時 10 分休憩

.....

午後 1 時 01 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。7 番、白鳥法子議員。

○議員（7 番 白鳥 法子君） 議席番号 7 番、白鳥法子です。

それでは一般質問を始めさせていただきます。

今回は大きく 2 つ出させていただいております、まず 1 つ目から一問一答方式で質問をさせていただきます。

タイトルといたしましては、財政の現実を共有することから始める行財政改革についてでございます。

令和 8 年度のスタートにあたりまして、第 2 次総合計画後期基本計画、第 5 次行政改革大綱、そして中期財政見通しという 3 つの文書が公表されました。これらの計画の中には持続可能な行財政運営の必要性というものが重ねてうたわれておりました。基本計画の中では、町の未来像を描く総合計画の推進には持続可能な行財政の推進が必要である。行政改革大綱の中では、縮小を前提とした持続可能なまちづくりへの転換が必要で、新しい技術や発想を取り入れながら将来を見据えた行政運営を行うことが必要である。中期財政見通しの中では、次世代に過度な負担を残さない安定的で持続可能な財政運営を確保することと表現されております。次世代に過度な負担を残さないという言葉に、私は町の改革への覚悟を感じました。

このたび示された中期財政見通しが示す現実には厳しいものです。これからの 5 年間は、歳出が歳入を上回る収支不足が続き、財政調整基金を毎年 10 億円前後取り崩して均衡を図ることになります。それ以前に、既に過去 3 年間で 12 億円、7 億円、8 億円と取り崩しております。結果、現在 74 億円ある財政調整基金は、5 年後には 27 億円程度まで減る。そういった見通しが示されておりました。特に今年から来年にかけては、ごみの焼却施設や総合体育館などの公共施設の大規模改修や病院事業への支援が重なり、歳出合計は、160 億円を超える見込みです。

そもそも財政調整基金は施設老朽化対応や不測の事態に備えて積み立てているものですので、こういったことに充てるという使い方はおかしいことではないと思います。しかし、今後、新た

な課題に対する施策の展開はもちろんのこと、現在行われている公共サービスにも影響が出てくる可能性があるのではと懸念をしております。

この見通しについてどのように広報されているかという点、現在のところ町のホームページへの掲載と町公式LINEでそのリンクを送信したことにとどまっているようです。先日、全戸配布されました広報すおう大島6月号には、定例的な町の財政状況が掲載されていたにもかかわらず、この見通しについては一切触れられておりませんでした。次世代に過度な負担を残さないためには、まず現世代の私達、職員の皆さん、議員、町民が財政の現実を共有し、共に受け止め、それぞれの立場で考え、行動することが不可欠と考えます。

そこで伺います。まず、中期財政見通しの作成・公表の意図についてです。こちらを作成した意図と、これを誰に向けて周知するものなのか、ターゲットを伺います。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員の、財政の現実を共有することから始める行財政改革についての1点目、中期財政見通しの作成・公表の意図についての御質問にお答えいたします。

白鳥議員の御質問のとおり、このたび中期財政見通しを作成し、町公式ホームページで公表させていただいたところでございますが、その作成の意図といたしましては、これまで合併以降、新町のまちづくりを進めるにあたっての基本方針等を定めた新町建設計画において、財政計画を財政運営の指針として掲載しておりましたが、その新町建設計画が令和6年度末をもって計画期間の満了を迎えたところでございます。

これにより、本町の中期的な財政見通しをお示しする機会がなくなっておりましたが、昨年度、第2次総合計画後期基本計画及び第3期総合戦略を策定し、人口減少対策をはじめとした各種施策を進めていく中で、これらの施策を着実に推進するとともに、次世代に過度な負担を残さない安定的で持続可能な財政運営を確保していく必要があることから、令和8年度から令和12年度までの5か年を対象とした中期財政見通しを作成したものでございます。

また、公表にあたりましては、議会はもとより広く町民の皆様にも本町財政の現状や今後の見通しについて知っていただけるよう、できる限り内容が伝わりやすいものとなるよう心がけ、ページ構成等にも工夫を行ったところであります。そのうえで、より多くの方にご覧いただけるよう町公式ホームページへの掲載に加え、公式LINEによる周知も行ったところでございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。

新たに作成された総合計画の基本計画でありますとか、総合戦略に掲げている施策を進めるために安定的な行財政運営が必要だから公表したということ、作成したという御答弁だったかと思いますが、私がこの中期財政見通しを拝見して感じたことは、このまま進むとこうなりますとい

うように見受けられました。このまま進むとこうなることを改善するために、こういうことに取り組みますというところまでが見えなかったのですけれども、見通しなので、なぜ、このまま行ったらこうなりますというもののだけを公表されたのかを1点まず伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 森本財務課長。

○財務課長（森本 信二君） 今、白鳥議員から質問がございましたけれども、中期財政見通し、このたび総合計画等々、公表に合わせてつくらせていただきました。5か年ということで、このまま進むとこうなりますという状況が見える形としてお示ししたわけですが、財務課といたしましては、このままこの見通しに沿った財政運営を行っていくという考えではなくて、これにならないように、このまま進みますと次の5か年が大変なことになってくるということがもう目に見えて分かりますので、そのあたりは、これより改善の方向に向かうような形での財政運営を行っていきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 答弁ありがとうございます。財務課としてはそのように思っているということですが、資料を見ただけの自分といたしましては、このままだこうなります。だからこういうことをしますという部分が一体で分かりやすく示されないと、この見通しを示したうえで、今からこの5年間で町がどのような改革を行っていくとしているのかというもの、それが全くこの資料からは見えませんので、プラスで例えば周防大島町行政改革大綱でありますとか、その中の個別の計画でありますとか、そこまで読み込んでいくというのは、議員なのでももちろんやりますけれども、一般の町民の方々に広く公表するというのは、そこまで含めて理解していただきたいから公表するというものと私は考えるのですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 森本財務課長。

○財務課長（森本 信二君） 決して町民の皆さんにいろいろなものを見て、解釈してくれというような思いでつくったものではございません。行政改革等々、これから進んでいくことがあると思います。そういった中で、この財政見通し、町の財政状況といったものをお示ししなければいけないと考えております。そういったところでの活用、説明等ができればと考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今の御答弁を受け止めるとしますと、これからいろいろな行財政改革、具体的な策を行っていくにあたってこういった状況をベースに説明していくと理解しました。

次に、分かりやすい資料をつくるように工夫をしたということですが、こちらは作成されるときは工夫されたのだと思います。今までいろいろ見てきた資料の中でも簡潔で根拠も分か

りやすく、グラフが多く示されているように感じました。

しかし、これをホームページに載せて、LINEでリンクをつけたというところで、そこを見て、何のための資料なのかというところが分からないままで、どのぐらいの町民の方に見えていたのか。また、これLINEで送ることだけで町民に届いたと現時点でお考えなのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 森本財務課長。

○財務課長（森本 信二君） 今回のホームページに載せただけで見えていただけるだろうと考えているものではございません。白鳥議員御指摘のとおり、情報発信の方法につきましては様々な世代、環境に配慮する必要があると認識しております。今回につきましては、まずホームページ掲載及びLINEによる周知を行ったところでございますけれども、今後につきましては様々な機会を通じた情報共有のあり方、これについてまた研究もしていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

次は、職員の方々への見通しの浸透についてでございます。先ほどの答弁の中で、この見通しの作成・公表の意図というところの中で議員、また町民に知ってもらえるようにできるだけ伝わりやすいように作成したという御答弁がございましたが、大前提として職員の皆様にもう浸透しているということなのかと思うのですが、現在、まだ人材育成基本計画の新しいものが改定中ということで、また、公表されていないかと思しますので、町がどのような職員を育成していこうとしているのか、なかなかつかみかねているところではございますが、ある行政計画の中では、職員一人一人が経営的視点を持って全体の最適化を意識した視点を持つ必要をうたっておられます。行財政改革には、まさに縦割りの中で自分の受け持つ業務だけを見るのではなく、そういった視点を持つ職員が増えることがとても重要だと考えます。中期財政見通しを踏まえて、そのような資質を備える職員を育成するために、どのような取り組みを考えているのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 白鳥議員からの2点目、職員への浸透についてというところでの御質問だったかと思います。

御指摘のとおり、持続可能な行政運営を行ううえでは、職員一人一人が町財政の仕組み、または現状、これらを理解し、経営的視点を持って業務にあたっていくということが重要であるという認識をしているところであります。

このため今回の中期財政見通し、この公表にあたりましては、まず町幹部会議において内容の説明・精査を行いました。その内容、精査の結果、幹部会議の結果として全職員に対して、これ

は電算システムを活用しての周知ではありましたが周知を図っております。個別具体的に説明をということはまだ実施されておきませんが、今のところ見てくださいというところでの周知にとどまっているのが現状でございます。

今後におきましては、各部署において、先ほど来も申し上げておりますが、各種事業を実施する中で、また見直しを行う中で、行政改革などにも取り組むといったところで、この中期財政見通しを共通認識として活用しながら、限られた財源の中でより効率的・効果的な行政運営が進めていけるよう、しっかりと活用できる体制を整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 今後、周知といいますか、公表、庁内でもなるべく見ていただけるようにはしているということで理解はしました。

自分も昔、公務員だったので、一兵隊な時代で終わってはおりますけれども、やはり目の前の業務のことに注力をしてしまいまして、全体最適ということまでなかなか視点を高く持って日々の業務にあたるということは、常日頃の業務の中では大変難しいのではないかとということを、自分の経験も踏まえて思っております。そういった職員を育成するという視点で、予算を策定するときに、この中期見通しをベースとしてみんなで考えるということは御説明がございましたけれども、そのスキルを身につけるためといいますか、スキルアップのために何か考えていることがあれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 職員のスキルアップというところでの御質問だったかと思います。

御指摘のように、私も多分に漏れず若い時分は、全体のところには目は届いていなかったと今、振り返ると思いますけれども、今回、この中長期財政見通しを公表する際に幹部会議を行ったと先ほど申し上げましたが、その中でも予算編成に入る前までに、各種、各自が取り組んでいる担当の業務、事業、こういったところが本当に町民の皆様にとって必要なものなのか、きちんと検証して予算編成に挑むように指示をしてくれというところを徹底したところでございます。

また、本年度は新たな取り組みといたしまして、若手職員10名のプロジェクトチームというものがありますが、ここから提案をいただいた――若手職員が町の財政状況をどのように思っているのか、理解しているのかというところが、疑問が多いという提言をいただきましたので、そこを改善できる研修のやり方ということで、これまでにない新たな研修を令和8年度8月にやっていこうと考えているところでございます。若手職員を中心にとは申しましたが、若手に限らず多くの職員に受講していただけるような格好で地方自治体、町の財政がどういうものなのかというところがしっかり理解できるような研修というところで取り組む予定としております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

予算編成時よりも随分前のときから現状の業務をしっかりと、当初の目的に立ち返って効果を含めて検証していくということを、機会として1つ設けるということで、これはなかなかできることではないと思いますので、ぜひしっかり力を入れてやっていただけたら効果が見込めるのではないかと思います。

また、新たな取り組みとして、やはり自治体の行財政というものがそもそもどういうものなのかと、そういった理解を深める研修を企画されているということでございました。そのときに、1つ提案というか、可能性についてお伺いいたします。

私達議員は、それぞれもちろん自己研鑽を重ねておりますが、町の現状に落とし込んで理解を深めるということには私自身も日々苦慮しているところでございます。

また、現在、次期行政改革推進委員会の委員が初めて一部町民から公募されているところでございます。ほかにも今回、この委員会が改選時期といいますか、任期が終わって次の任期が始まるというタイミングだと思うので、新たに委員になる方もいらっしゃるのだらうと思っております。町政や行財政改革にももちろん関心と思いのある方が選ばれることと思っておりますけれども、行財政について初めから熟知しているわけではないと考えます。ぜひ我々議員や次期行政改革推進委員会の新たな委員の各位もその研修を受講できればとても効果があると思うのですが、そういった可能性はないでしょうか、教えてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 新たに公募して行政改革推進委員、確かに今、公募もかけておりますし、新たな任期が今年の8月以降始まるというところでもありますので、そういった方々にも町の財政状況というのは研修を一緒に受ける、受けないとかではなくて、委員に就任していただいた最初の委員会を開催する際に、この中長期財政見通し等も示しながら理解をしていただいたうえで、審議に入っていただきたいと考えておりますので、今のところ今年計画している研修に参加をさせるという計画はしておりません。

以上です。

議員に関しましては、具体的な日程が決まりましたら御案内する。失礼しました。議員については、今年のところは、今一緒にというところは考えておりません。会場のキャパ等がありましたので、今年の研修に関しては職員のみというところで計画をしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（７番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。

新たに委員になる方々にはこの見通しも含め、丁寧に説明をされたうえで、取り組みの審議をしていただくということになってくると感じたところでございます。

研修については、もう会場が変えられないということなのか、恐らく先ほどのお話だと、まだこれからやっていないという形だと思うので、私がこれを一緒にできたらいいと思った理由といたしましても、やはり先ほどの委員会の委員の方々もですけれども、議員も財政の現実を深く理解すること、また仕組みを深く理解するということは議会機能の強化にもなりますし、委員会の議論が深化していくという、深化というのは深くということですから、そういったことにもつながるのではないかと考えております。

今、示されたのが中期見通しで、今後５年というものになっております。今年我々もそれぞれで研修を見つけては必死に勉強しているところではございますけれども、やはり、職員の皆様と同じ知識レベルには到底届かないことは理解しているところではございますが、どのような情報を受け止めているかというところを、ベースをそろえるということはとても議論を進めるにあたって効果的なのではないかと常々思っているところでございます。会場の変更等も含めて、我々議員でありますとか、そういった委員会の委員の方々も、そもそも論としての地方自治体の財政という知識をつけ、考えるきっかけというものを持つことができたと思うのですけれども、改めて再度、御検討いただくということができないのかどうなのか。また来年度以降もこういう研修を考えておられて、そういうときには幅広くということなのか、そのあたりを教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 今年行う研修、財政に関する研修に関しましては、既に講師の方とも協議が進んでおりまして、やり方、進め方についてもある程度確定をしておりますので、今年で終わりではありません。今年も受けられる人数というのは限定されますから、全職員が受けられるわけではございませんので、可能であれば毎年予算を取ってやっていきたいと思っております。次年度以降の開催の際には、議員の皆様にもお声がけができるような体制を取りたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（７番 白鳥 法子君） ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。町民への説明と参加についてでございます。

今後、人口動態や本町の財政状況を踏まえますと、施設の統廃合や役場機能の集約をさらに進めざるを得ない局面が来ると考えております。今定例会でも現在進められている町の出張所業務

の郵便局への業務委託をめぐり、住民の理解を得るための説明が不十分だったのではないかと。もっと早くから説明して理解をいただく必要があるのではないかと同僚議員からの問いに対し、山中副町長からは、今後はなるべく早めに住民の皆様と協議していきたいとの御答弁がございました。突然、目の前の施設がなくなると説明されても、住民は置いてけぼりに感じます。財政の現実をあらかじめ共有しておくことが将来の合意形成の土台になると考えます。

先ほど森本財務課長の御答弁の中では、現時点で財政見通しの中身までしっかり町民の方々に深く理解をしてもらうというところまでは求めていなくて、今後、行財政改革、具体的な策を進めるにあたって、そのベースとしてこの見通しが生きてくるという御答弁ではございましたけれども、まちづくりの指針である総合計画を進めるにあたり持続可能な行政を進めることが不可欠で、そのための重要な要素として、公民連携の推進体制があげられております。中でも住民と行政が情報共有を通じて共通認識を持ち、透明性の高いまちづくりを進めることの重要性が示されております。

最近では、ほかの自治体の中でもこういった中期財政見通しのような今後の財政の推進を示すとともに、これでは町が立ち行かなくなるからこういう改革をします、ここを削りますというのをセットで御説明をされているような資料をインターネット上でも拝見いたしますし、全国の議員の方々からもそこでの課題や住民とのやり取りの難しさというものの現状を伺っております。

そういった今後を見据えた視点からも、なぜ今、この中期見通しを出したのか。こうなるから今後改革が進められる可能性があるというところまでセットで、情報を我々議員や町民に伝えるべきなのではないかと思い、今回の質問をしたわけですが、中期財政見通しについて、住民説明会の開催でありますとか、町民向けにより分かりやすく説明をするなど、具体的な手だてを、今後いろいろな方策を考えるとおっしゃってございましたけれども、具体的な手だてを考えていただけるのか。

また、財政状況の改善に向けた取り組みというのは、行政が勝手に決めてできるものではないということは、皆様も、我々も承知している事実だとは思いますので、財政状況の改善に向けた取り組みを町民とともに考えていくために、どのような場や機会を設けるべきと考えておられるか伺います。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 3点目、住民に対して説明、または住民の参加というところでの御質問だったと理解しております。

このたび公表いたしました中期財政見通し、これにつきましては1点目の御質問のときにもお答えいたしましたが、できる限り町民の皆様にも内容が伝わりやすいものとなるよう心がけて作成したつもりでございます。これまで新町建設計画に掲載しておりました内容と比較いたしまし

ても、見やすさ、読みやすさには配慮された構成となっていると自認をしております。公表しております資料自体が町財政の現状や今後の見通しを御理解いただくための資料ということで考えております。このため、現時点におきましては解説資料を作成するなどは予定しておりませんし、この中期財政見通しに特化した住民説明会を開催するという予定は、今のところしてはおりません。しかしながら、町民の皆様と財政状況に関する情報を共有していくということは、白鳥議員御指摘のとおり非常に重要であります。今後の行財政改革を進めるうえでは大変重要なことだと認識もしております。

こちら2点目の御質問のところでもお答えいたしましたけれども、現在は町幹部会議等を通じて、町の職員がしっかりと理解して取り組んでいくというところを図り、周知を図っているところであります。今後、各部署において行政改革、各種施策、これらに取り組む中で住民の皆様に説明をするなどの際に、この財政見通しを活用して説明することもあるのではないかと考えているところであります。その際、町財政の現状、課題、今後の見通しについて、この資料を使って説明をするというところを考えております。

また町民の皆様への情報共有に、そういったことをしながら情報共有に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。

今後は様々な施策を見直しといいますか、場合によっては縮小や廃止していくこともやむを得ないという状況も出てくるかと思います。そういったときには、こういう資料もベースに全体最適という面で住民の方に御理解いただくよう、職員全員がそれができるようにやっていくという覚悟だと受け止めさせていただきました。

中期財政見通しの最後にはこうあります。次世代に過度な財政負担を残すことなく、持続可能で健全な財政運営を実現するためには、総合計画及び総合戦略に掲げる施策へ優先的に予算を配分しつつも、行政改革大綱及び行政改革大綱実施計画の方針に基づく取組をさらに強化し推進していく必要があります。つまり、目指す将来像の実現に向けて総合計画などに掲げる事業を優先的に実施していくために、行政改革により既存事業を効果的に行ったり縮小したりしながら、財源を確保する必要があると理解をさせていただきました。

財政の現実を共有することは、その前提となる第一歩だと思っております。職員の方々に対しては、そのために業務改善、効率化、事業の見直しを考えてほしいということ。また町民に対しては、これまでの公共サービスのやり方が変わり、縮小や廃止される可能性もあるけれど、御理解をいただきたい。今後、いつかの話ですけれどもということ。また、我々議員には、そういつ

た視点での施策提言や行政監視を求めるということと受け止めればいいのかと考えたのですが、それで合っていますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 今ほど白鳥議員がおっしゃられた受け止めで、十分すぎる受け止めだと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、デジタルクーポン基盤の町事業への活用というタイトルで提出をさせていただいております。

今年度当初予算において、商工会補助事業の中に新しい事業が拡充されておりました。私達住民にとっておなじみの金魚島カードのリニューアルにかかる予算です。これまで磁気カードだった金魚島カードから、ＩＣ型ポイントカードに一新するのにかかる経費の一部１８８万７,０００円を補助するというものでございました。当初予算案の説明では、地域内消費の促進及び商業振興を目的としたＩＣポイントカードの導入を支援するという目的に加えまして、今後はＩＣカードを段階的に拡充し、地域全体で使用可能な共通基盤の構築を目指し、将来的には町事業での活用につながることを期待されると御説明がありました。商工会は年度早々に導入を完了しており、私も新しい金魚島カードをいただいて既に利用をさせていただいているところでございます。基盤としての措置は整ったと言えます。

一方、コロナ禍以降、近年、毎年のように経済活性化、物価高騰対策の目的で国の交付金を活用して全住民への現金給付のほか物価高騰対策クーポン券、子育て世帯向け振興券、高齢者向け振興券など、紙による給付事業が実施されてまいりました。これらの事業には住民への給付額に加え、現金の場合は町による通知文の作成、発送、振込の手間と経費、クーポン券の場合は委託先である商工会への委託経費を支払い、商工会や事業者側ではクーポンの発送、管理、換金手続きの手間がそれぞれ相当のコストとして生じているということが現状かと思います。

ＩＣカードとして生まれ変わった金魚島カードのデジタル基盤を活用すれば、一例としてこういった事業の負担の軽減や効率的実施が期待できる。そのような期待をもって私はこの予算案に賛成したところでございます。

そこで、まず伺います。予算計上にあたり、執行部ではこのＩＣカード基盤をどのような町の事業に今後活用することを想定していたのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 大久保産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（大久保弘史君） 白鳥議員のデジタルクーポン基盤の町事業への活用について

での1点目、予算計上時、町はこのカード基盤をどのような町事業に活用することを想定していたのかという御質問にお答えをいたします。

予算計上時には、まずは商工会が運営します金魚島カードの更新を支援し、町内で継続的に利用できる地域ポイント基盤を整備することを想定しておりました。そのうえで将来的には物価高騰対策など町民向け給付事業、子育て世帯や高齢者向けの振興券事業、地域消費を促すポイント事業などに町が実施する各種施策への活用を検討するということとしておりました。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございました。

予算編成時にはこのようなことを考えておられたということでございました。私が一例としてあげさせていただいたようなことなのかなと思います。

ただ、こちらのICカード基盤について、商工会にもどのような機能を備えているのか、可能性としていろいろお伺いもしてきたところでございます。また全国の事例についても同じシステムではないですけれども、どのように地域——ある意味地域通貨といいますか、地域内で循環できるポイント制度についてどのような活用がされているか検討してきた、調査をしてきたところでございます。そのときに、こちらから配る地域振興券的なものだけではなくて、例えばタクシー助成のようなものでありますとか、何かボランティア活動や健康活動をしたときにポイントが付与される。そういった可能性も秘めたシステムであるということを調べさせていただいております。こういったことについては、特に予算編成時でありますとか、その後、予算がついて金魚島カードが走り始めた現在、これまで御検討されたことがあるのかないのか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） ただいまの金魚島カードの活用のところですが。様々な活用方法があるというのは冒頭、大久保産業建設環境部長から御答弁申し上げたところでございます。

ただ、今現状でこの金魚島カードは、確かに動き始めておりますけれども、まだまだ利用できる店舗数、それから発行枚数、要はそのカードを持っている住民の方々です、こういったところがまだ十分周知、浸透していないという状況の中で、各種いろいろな町の事業を見切り発車でやってしまうと、カードを持っている方がどうしても優遇されてしまうという状況にもなりかねないという懸念もありましたので、今のところまずは商工会に頑張っていただかなければいけないのですけれども、利用できる店舗を拡充するだとか、利用者を増やしていくというところの努力を、まずは町も一緒になって進めていかなければいけないというところがあります。

先ほど白鳥議員のお話の中でもありましたタクシー助成だとか、そういったところにも使えるというところで、もちろんそれを使った場合に予算がどのくらいかかるかなどの研究自体は、町

で進めている状況でございます。ただ、まだいつ実施できるかとか、いつからやるかというところまでの検討には至っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。

現在、店舗数が少ないということでございますけれども、現状でも町のクーポン券などを配るときにだけ、この金魚島カードを使えるお店以外でも手挙げをするという事業者はたくさんいらっしゃいます。

以前も商品券を使えるところを増やすというきっかけで支援——国の補助金を使った事業の一環で店舗を増やすというのがきっかけで商工会に入られたりですとか、商品券が使える店舗に加入されたという店舗もあると聞いております。これは卵が先か、鶏が先かという話にもなってこようかと思えますけれども、町も既に予算を組んで支出して、今後の可能性も含めて、ただ商工会のポイントカードのために支援をしたわけではなく、町事業への展開を踏まえてこの予算をつけたものであらうと考えております。

タクシー助成なども検討はしているけれどいつからかは分からないということで、以前、恐らく予算、常任委員会で予算審議をする中だったかと思うのですが、タクシー助成の仕組みについて、今年度仕組みを考えてみようというような御答弁があったように思うのですが、これは商工会のポイント制度を活用する前提での話なのか、さらにほかの仕組みを使うということも含めて検討されているのか。その辺り今年度検討されるということでしたので、現状の検討状況が分かれば教えてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） このたび導入いたしました金魚島カードのシステムを活用して、福祉タクシー券などではできると聞いております。そこに対して、もしそれをやるならばどういった整備、タクシー業者にどういった対応をしていただかなければならないか、どのくらい経費がかかるかなどを精査していくというところで、委員会の中で多分、答弁したのではないかと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

先ほどの1個目の質問にも関連するところではございますが、今までどおりの事務を行って、今までは、今までどおりの公共サービスが難しくなってくるということは、職員の方々の業務負担を考えると、それはある程度分かっているお話ではないかと考えております。ただ、サービスを低

下することなく、業務改善によって同じようなことを続けていくという手段として、こういったDXといいますか、そういったものが生かしていくのだろうと私は理解しているところでございます。

基盤ができたということは、ではいつから始めるのかということになってこようかと思えますので、ぜひ次年度以降に何かしらに着手できる準備を進めるでありますとか、また現在の国全体の状況を踏まえたときに、またいつそういった交付金での物価高騰対策がやってくるかというのは読めないですけれども、もしかしたらあり得るという状況でもあろうかと思えますので、それに備えた年度途中での対応というものも、御検討されていく余地があるのかどうか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 今後、仮に国からの経済対策であったり、またそういった事業があった際には、もちろんこの金魚島カードが有効に使える方向で準備を進めていきたいと思っております。

ただ、必ずやりますというところの言質はここではなかなか申し上げられないのですけれども、可能な限りそこにつながるよう努力はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございました。まだ決まっていないことについてどのぐらい準備を進めるのかということは、やはり職員プラス組織としてどのぐらい備える余力があるかということにもかかってこようとは思いますが、既にもう着手、ある意味一歩踏み出してしまったというところにはあるかと思えますので、いかに早く制度を整えて、できるところから進めていくのかということがポイントになってこようかと思えます。こういったポイントを、ICカードを使った施策の展開というものは、ある意味、もうあちこちで始まっております、その課題でありますとか、効率化の度合いでありますとか、そういった事例はもういくらかでも先行的な事例がある状況にございます。隣の柳井市でも、交通系のポイントとして既にYANACAカードという形で進められております。タクシー事業者のお話をお伺いしましても、スマホ1つでポイントも管理できるし、確認もできるということで、新たな設備投資というものまでは事業者の負担にならなくて済むかと、柳井市の事例を見る限りでは感じたところでございます。ぜひ、できない理由をいろいろ整理するのではなくて、それをいかにしたら乗り越えて効果的なことが進められるか、前向きに御検討いただけたらと思っております。

以上で終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

.....
○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 1 時51分休憩

.....
○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3 番、山根耕治議員。

○議員（3 番 山根 耕治君） 3 番、山根耕治であります。今回は、わたくしの質問が最後になりまして、わたくしも最後に質問するというのは初めてなもので、サクサクと終われるように質問していきたいと思っております。

今回はと言いますか、今回もですけれども、カスタマーハラスメントについての質問であります。一問一答方式でお願いいたします。

最初に、この件で質問しましたのが令和 7 年第 3 回定例会でありまして、その後、町民の方から御意見といたしますか、お叱りを頂戴いたしました。町職員の方が、カスタマーハラスメントが原因で退職した事例はありますかという質問に対して、執行部側からは、カスタマーハラスメントが理由での退職は見当たらないという内容の回答をいただいたのですが、そんなことはないということで、いろいろな事象をお伺いしました。この一般質問の場というのは、そういった個々の事象について聞いていく場ではないと心得ておりますので、それは別の場でお伺いするようにいたしますけれども、町民の方にはそれが事実かどうかは置いて、そういった受取りをされる方もいらっしゃるということでもあります。

そういったものを踏まえまして、今回の質問は令和 8 年 1 0 月 1 日から施行されます改正労働施策総合推進法についてであります。雇用者に対してカスタマーハラスメント対策が義務化されるのですが、私は今回の質問をするにあたり、山口県庁を訪れ総務部人事課に伺いまして、県の対応をお伺いいたしました。それから県の御担当からの指摘で、山口労働局の雇用環境均等室にも伺いまして、担当の方から国の方針について教えていただきました。そういったことも踏まえての質問であります。

今回のカスタマーハラスメント対策の義務化により、雇用する側には次の措置が義務化されます。要点を申しますと、まずカスタマーハラスメントへの対応方針等の明確化、それから相談体制の整備、事後の迅速かつ適正な対応、カスタマーハラスメント抑制のための措置などがあります。この義務化に基づきまして、山口県では令和 7 年 1 2 月に山口県職員カスタマーハラスメント対応方針を発表いたしました。これは、山口労働局の方も本当によくできていると褒めておられたものでありまして、主なところを紹介しますと、まずカスタマーハラスメントの定義を行い

ます。それから所属長の取り組みと職員の心構えを提示し、カスタマーハラスメントへの対応の基準を定めます。例えば時間拘束型といって長時間の電話ですとか、居座りでの拘束については一定時間、おおむね30分をもって対応終了を検討する。またリピート型といって同じ要求を繰り返したり、何度も何度も来庁したりする行為については、新たな要求がなければ一定回数、おおむね3回をもって対応終了を検討するなど、対応の基準を定めます。それから相談・研修体制の整備として、職員総合相談室を強化して職員のメンタルヘルスをサポートするとともに、カスタマーハラスメントへの対応についての職員の研修を行います。これについて山口県庁では、本年度から新たに会計年度任用職員の採用を行っているということでした。もちろん県と町とでは規模ですとか、予算ですとか、違いはありますが、令和8年10月1日から義務化されますカスタマーハラスメント対策についての現時点の本町の取り組みについて伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員からのカスタマーハラスメント対策の義務化への対応についての御質問にお答えいたします。

カスタマーハラスメントについては、令和7年12月の第4回定例会の一般質問でも答弁をさせていただいておりますが、本町においても喫緊の課題であると認識をしており、令和8年1月から職員の名札をプライバシーに配慮した平仮名表記の名字のみに変更するように周知し、実施をしているところでございます。

また、カスタマーハラスメントに該当する行為から職員を守り、良好な職場環境を確保するとともに、行政サービスを適正に提供するため、カスタマーハラスメントには毅然とした態度で組織的に対応する必要があることから、対応方針を現在作成中であり、令和8年7月から運用を開始したいと考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 簡潔な答弁ありがとうございます。

今、対応方針を検討しておられて令和8年7月から運用されるということでありました。その内容については令和8年7月に発表があると思いますけれども、少しその内容で、今の時点でお話いただけたところで構いませんので、少し質問をしていきたいと思います。

まず、山口県庁の御担当、それから山口労働局を訪れたときに、やはり一番大切なこととしてどちらともおっしゃっていたのが、カスタマーハラスメントの対象になっている、そういう担当の方、担当職員の方が孤立することがないように措置を講じていくことが一番重要であるということをおっしゃっておられました。そういう担当の方が孤立することのないように講じる措置について、町で今、考えておられることがありましたら教えていただければと思います。お願いし

ます。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） 現在、まだ案の段階であり、確定したものではございませんけれども、本町が作成しようとしております職員カスタマーハラスメント対応方針において、まず対応は、職員一人で行わないようにするなど、対応に際しては複数人で対応することなどを明記しております。また、こういった対応により心身等に不調をきたした場合には、相談できる場所として、まず内部的には総務課、外部的には病院事業局に協力をいただいております保健師の相談窓口、そういったところを案内するようにしておりますし、万が一暴力沙汰のようなことになった場合には即、警察に通報することなども明記しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。

このカスタマーハラスメントの対応というのは、町長もおっしゃいましたけれども、職員を、一人一人を大切にしていける、守っていく、そういうことが目的でございますので、今おっしゃられた職員一人に対応しない。必ず複数で上司も入って対応していくということは基本にしていただければと思います。

それからもう1つ、山口県庁、それから山口労働局で指摘があったのですが、職員の方がそもそもカスタマーハラスメントというものがどういうものかが分かっていないケースが多々見受けられて、実はカスタマーハラスメントなのにそうは思わずに厳しい意見をいただいているとか、それぐらい対応して当たり前だというような雰囲気が職場の中にあたりする。そういったことも踏まえて、それから逆に厳しい意見だけでも、これはカスタマーハラスメントではないのかと逆に誤解してしまうような、職員の方が誤解してしまうようなケースもたまには見受けられる。そういったことを防ぐために、やはり研修というものが必要になってくると思います。令和8年7月から運用されるということですので、この研修の内容と方向、そういったものについて現時点でお話しできるのであればお願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務部長。

○総務部長（梅木 義弘君） このたび策定いたします対応方針、これは先ほど町長の答弁にありましたように、令和8年7月から適用すべく今準備を進めているところであります。適用された後ではありますが、職員に対してしっかりと理解をしていただけるよう研修はしていきたいと思っております。ただ全ての職員を一堂に会して集めてやるというのはなかなか難しゅうございますので、できるところからというところになろうかと思いますが、漏れのないよう対応したいと思っております。

山根議員から御指摘もありましたように、何がカスタマーハラスメントなのかというところの定義などもしっかりと明記はしておりますけれども、そこが個人個人、職員一人一人で理解が違えば対応が部署によって違うということになりかねませんので、そうならないような研修の仕方に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） ありがとうございます。実効性のある研修を行っていただいて、時間がかかるのは仕方がないと思います。一堂に全員集めてやる、研修を行うということは物理的に不可能だと思いますので、時間がかかるのはもしかしたら何年かにわたってになるかもしれませんが、できるだけ早く全員の水準をそろえていただくようお願いしたいと思います。

このカスタマーハラスメントに限らずいろいろなハラスメントについて、私ども議員は令和8年2月の山口県町議会議長会主催のハラスメント研修で講師からいろいろな話を伺いまして、その中でやはり講師の先生から、議員は住民の代表としていろいろなハラスメントに対する見識が求められ、そのハラスメントに対しては厳しくあるべきであると、真摯に対応すべきであるという、そういうお話をいただきました。私も議員の1人としてそういったことを肝に銘じて行動していきたいと思っておりますし、ほかの議員の諸賢もやはり考えていただければと思うところであります。

今回のものに戻りまして、特に山口労働局の方がおっしゃっていたのが、ハラスメント防止といますか、その方針の徹底にはまずトップのリーダーシップが大事だと、トップの方がきちんとリーダーシップをとって、こうあるべきでこうしますということをおっしゃいただくことが大事だというお話がありました。実際、この山口県職員カスタマーハラスメント対応方針が発表されたのが令和7年12月でありまして、発表の場になりました令和7年12月24日の村岡山口県知事の記者会見ではこういうことをおっしゃっています。行政サービスを適正に提供する姿勢は堅持しながら、カスタマーハラスメント行為には毅然として対応し、職員が安心して働くことができる職場環境をしっかりとつくっていききたいと述べておられます。やはり村岡山口県知事がおっしゃっているのは、自分達は職員を守るのだと、そのためにこういったことをしっかりとやっていくということ、きちんこの会見で宣言されておられます。

今回、最後に、町長のリーダーシップについて、町長の思うところをお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員より御質問をいただきました。このカスタマーハラスメントについて、首長として、町長として、どういった対応をさせていただくかということで御質問をい

いただきました。

こちらについては、今、山根議員がおっしゃったとおり、この周防大島町の町長としてこの町の皆さんのためにカスタマーハラスメントをしっかりと考えていこうという旗振りをしていくことが大事だと思っています。まず庁内におきましては、職員の人権、そして心身の健康をしっかりと守っていく。そして組織として公平公正な行政サービスを皆さんに提供することができる。このカスタマーハラスメントがないことによって地域の皆さんに公平な行政サービスを提供できますということであろうかと思います。

そして今、令和8年7月から運用したいという本町のカスタマーハラスメントの指針でありますけれども、こちらを作成するにあたりましては、県、そして町村会——県内に6つの町がございますけれども、一緒に取り組んでいます町村会、そしてこの町職員でつくっておられる組合の皆さん、そういった皆さん全体と何がカスタマーハラスメントにあたるのかということをはっきりと考えながら、今回の指針ができ上がったと思っております。

そして、私も一人の職員として考えるならば、やはり私、そして皆さんそれぞれの立場があると思います。カスタマーになられる立場、逆の立場とそれぞれあると思います。そのどちらの立場も体験し、そして学ぶことによって、何がハラスメントになるのかということをはっきりとみんなで勉強していくことが大切かと思っております。

よって、この取り組みが町内のほかの事業所にも広がり、そして町全体がカスタマーハラスメントについてしっかり考える、しっかり対応できる周防大島町にしていきたいと思います、今、このように思っております。ぜひともよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（3番 山根 耕治君） 力強いお言葉をありがとうございます。やはり町長もおっしゃっておりました職員の人権、それから公平公正な行政サービス、このためにしっかりとカスタマーハラスメントを、この町内ではカスタマーハラスメントを許さないという体制をしっかりとつくっていただければと思います。

令和8年10月から施行義務化のところを令和8年7月に前倒しで運用していくという、これは本当に私も評価しておりまして、今回のこの取り組みに期待しておるところが大きでございますので、しっかりとこれからもお願いしていきたいと思います。私からは以上です。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、6月26日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（岡原 伸二君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時23分散会
